

令和3年2月定例会  
商工建設常任委員会会議録  
令和3年3月4日～5日

場 所 第5委員会室

令和3年3月4日(木曜日)

委員 日高利夫  
委員 田口雄二  
委員 前屋敷恵美

午前9時58分開会

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

会議に付託された議案等

○議案第61号 令和2年度宮崎県一般会計補正  
予算(第14号)

○議案第69号 令和2年度宮崎県小規模企業者  
等設備導入資金特別会計補正予  
算(第1号)

○議案第70号 令和2年度宮崎県えびの高原ス  
ポーツレクリエーション施設特  
別会計補正予算(第2号)

○議案第71号 令和2年度宮崎県営国民宿舎特  
別会計補正予算(第2号)

○議案第73号 令和2年度宮崎県公共用地取得  
事業特別会計補正予算(第1号)

○議案第74号 令和2年度宮崎県港湾整備事業  
特別会計補正予算(第2号)

○議案第82号 宮崎県東京オリンピック・パラ  
リンピック事前合宿等新型コロ  
ナウイルス感染症対策基金条例

○議案第83号 建築基準法施行条例の一部を改  
正する条例

○議案第84号 工事請負契約の締結について

○議案第85号 工事請負契約の締結について

○議案第86号 工事請負契約の締結について

○議案第87号 工事請負契約の締結について

○報告事項

・損害賠償額を定めたことについて

○その他報告事項

・高潮浸水想定区域図の公表について

説明のため出席した者

労働委員会事務局

事務局 長 阪本典弘  
調整審査課長 小倉久典

商工観光労働部

商工観光労働部長 松浦直康

商工観光労働部次長 岩本真一

企業立地推進局長 中嶋亮

観光経済交流局長 丸山裕太郎

商工政策課長 山下弘

経営金融支援室長 長倉佐知子

企業振興課長 串間俊也

食品・メディカル  
産業推進室長 日高一興

雇用労働政策課長 兒玉洋一

企業立地課長 大衛正直

観光推進課長 高橋智彦

スポーツランド推進室長 飯塚実

オールみやざき営業課長 平山文春

工業技術センター所長 藤山雅彦

食品開発センター所長 山田和史

県立産業技術専門校長 矢野雅博

出席委員(8人)

委員 長 武田浩一

副委員 長 坂本康郎

委員 外山衛

委員 山下博三

委員 西村賢

県土整備部

県土整備部長 明利浩久

県土整備部次長  
(総括) 吉村達也

県土整備部次長  
(道路・河川・港湾担当) 西田員敏

県土整備部次長 (都市計画・建築担当)	石井 剛
高速道対策局長	廣松 新
部参事兼管理課長	斎藤 孝二
用地対策課長	伊豆 雅広
技術企画課長	境 光郎
工事検査課長	杉本 一隆
道路建設課長	国府 紀夫
道路保全課長	有馬 誠
河川課長	小倉 弘康
ダム対策監	平島 充治
砂防課長	小牧 利一
港湾課長	平部 隆典
空港・ポート セールス対策監	大浦 浩一郎
都市計画課長	横山 義仁
美しい宮崎づくり 推進室長	梅下 利幸
建築住宅課長	金子 倫和
営繕課長	巢山 昌博
設備室長	日高 誠
高速道対策局次長	多田 昌志

事務局職員出席者

議事課主査	井尻 隆太
議事課主査	増本 雄一

○武田委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。

お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、当委員会に付託されました令和2年度補正予算関連議案について、事務局長の説明を求めます。

○阪本労働委員会事務局長 おはようございます。労働委員会でございます。

それでは、労働委員会事務局の2月補正予算について御説明をいたします。

歳出予算説明資料の赤のインデックス487ページをお開きください。

労働委員会でございますが、補正額の欄、一番左上でございます、792万3,000円の減額をお願いしております。この減額補正の結果、2つ右隣、補正後の額9,488万9,000円となります。

主な中身について御説明いたします。2枚おめくりいただきまして、491ページを御覧ください。補正の内訳でございます。

上から5段目(事項)職員費の欄でございます。72万9,000円の減額となっております。説明の欄、内訳といたしましては、私ども職員の人件費の執行残に伴う補正でございます。

それから、その下(事項)委員会運営費719万4,000円の減額でございますが、説明の欄、1の委員報酬費、私ども15名の委員がおられます。今回新型コロナの影響で月2回行っております総会が1回に減った月がございまして、あと県外での会議等も取りやめになったことがございまして、この報酬費が408万2,000円の減となっております。

それから3番目、その他労働委員会運営費でございますが、この新型コロナの影響で県外の出張等が取りやめですとか、予定しておりました会議が中止になりました。こういった関係で経費が執行残となりまして、286万9,000円の減額となっております。

私からの説明は以上でございます。御審議よ

ろしくお願いいたします。

○武田委員長 執行部の説明が終了しました。  
質疑はありませんか。

○山下委員 コロナ禍でそれぞれ企業の皆さん方も大変だったと思うんですが、とりわけ、いろんな企業支援等の給付金もあったりして、それぞれ事業をされている皆さん方もそれなりの手助けにはなったのかなと思うんですが、マスク等で不当解雇とかいろいろなことが出ているんですが、皆さん方にコロナ禍の影響による不当解雇の問題の相談があったものかどうかをお聞きしたいと思います。

○小倉調整審査課長 令和2年度の労働相談でございますが、2月現在で件数としましては401件ほど来ております。件数としては、ほぼ昨年と、前年度とあまり変わらないということではございます。

その1割程度がコロナ関連ということで、相談者からもはっきりコロナに関してという発言がございますけれども、コロナという発言がない場合は特定ができませんので、コロナと特定できないというケースも多々ございます。

先ほど委員のほうからありました解雇についてでございますけれども、まだ比較的少なくて、パワハラとか嫌がらせ関係という職場環境に関する相談というのが一番多く、25%程度、100件を超えております。

あと退職関係についても、いろんな形での相談というのが来ておりますけれども、全体としては2番目の相談というような状況でございます。

○山下委員 はい、分かりました。不当解雇とかあまり相談もないということですので安心したところなんです、コロナの影響が長引けば長引くほど各産業には影響が出てくると思う

んで、今年度、しっかりとその辺の対応はしていただくようお願いをしておきたいと思いません。

○武田委員長 ほかに。

○坂本副委員長 先日、外国人労働者への不当な扱いが新聞に掲載されておりました。直後に私のところにも複数の方からいろいろ御意見が届いたんですね。

あのような実態の把握をどのようになさっているのか。また、今後の対応をお伺いしたいんですけれども。

○小倉調整審査課長 労働相談とかいろんな形での手続等について、昨年度、外国人の方から私ども労働委員会のほうに直接相談が来たものはございません。

もしかしたら、農業関係とかで労働者が外国人の方というケースがあったのかもしれませんが、特にこちらのほうで把握できなかったという状況でございます。

○坂本副委員長 先ほど申し上げました、私のところに言ってこられた方は外国人労働者にお世話になっていて、お互いにいい関係で仕事をなさっていますが、事業所によっては非常に不当な扱いをしているんで、外国人を雇っているところにとって、ああいうふうに出てくるとすごい迷惑だと。ああいうことが起きないように県のほうからもしっかり調査をし、対策をしてもらいたいという御意見が多かったものですから、お伝えをさせていただきます。

○小倉調整審査課長 昨年は外国人からの相談というのはございませんでしたけれども、過去に1件相談があったというふうなことでございます。

○西村委員 労働者の方というのは大体、労働基準監督署に直接相談とか通報とかされていく

と思うんですが、場合によっては直接こちらの委員会の方に相談があって、そこから監督署とやり取りするとか、そういう連携というのはどうなっているんですか。

○小倉調整審査課長 労働者の方もどういったところに相談できるかというのでホームページとかで検索されて、私ども労働委員会が最初にヒットすると労働委員会に相談の電話を入れられると。もしくは、労働基準局の監督署がやはり名前的には一般に広がっていますので、直接電話をかけられて、案件によりましては労働基準監督署よりも労働委員会のほうが適切かなというような場合は、労働基準監督署のほうから紹介をされてくるケースもございます。

○西村委員 労働基準監督署と労働委員会の違いが分かりにくいところがあるんですけれど、大きく分けるとどこが違うんですか。

○小倉調整審査課長 一番の違いといいますと、労働基準監督署は時間外労働とか労働時間とかいろんな法律上に基づく規制や指導権限、処罰などの権限やいろんな形でのあっせんがございませけれども、私ども労働委員会のほうはそういう権限等はございませぬので、あくまで相談に乗って助言を行うというのが基本です。

私どももあっせんというような形で話合いの場を設けるといえるのはできますけれども、処分とか強制力を持った指導といえるのはできないところでございます。

○西村委員 毎年、大体あっせんがこのぐらいあったとか、こういう相談があったというのが議会のほうに相談されるんですけれども、両方相談される方もいるかもしれないんですが、労働基準監督署のほうの方がより重い相談を取り扱うということですかね。

○小倉調整審査課長 おっしゃられるとおり、

私どもに最初に相談があったケースでも、直接事業所に対する指導を行うことはできませんので、労働基準監督署を御紹介したりとか、もしくは失業保険とかの御質問等であれば、要件に合うかどうかというのは最終判断はハローワークになりますので、ハローワークを紹介させていただきます。

○西村委員 分かりました。

○前屋敷委員 労働者の方が相談に行くと、相談はお受けになるんだけど、逆に事業所のほうの状況だとかいうのも労働委員会から直接お尋ねになったりして状況を把握されるんですか。

○小倉調整審査課長 使用者からの相談というのはかなり件数は少ないんですけども、例えば事務所でパワハラがあった場合にどう対応すればいいんでしょうとか、もしくは辞めたいと言っているけれども、人員不足なのでできればとどめたいとか、いろんな形での使用者の方の相談というのは年間十数件だったと思いますけれどもございます。ただ、数はやはり労働者のほうが圧倒的に多いという状況でございます。

○前屋敷委員 いや、労働者がその職場で不具合があったということでこちらに相談があった場合に、相談は受けられるんだけど、今度は訴えられたほうの企業のほうの状態はどうだったかというのは調査されるんですか。

○小倉調整審査課長 通常の労働相談では使用者のほうに対して調査をするということにはございません。特に労働者の方は匿名での相談というのが多いということは、あまり知られたくないということもございませぬし、それが使用者に知られたことで、職場でいろいろ不都合が起きるといえることもございませぬ。

ただ、相談の次の段階として、あっせんとい

う話し合いの場を設ける手続きがございます。この場合は労働者のほうからあっせんをしていただきたいという申請がございましたら、使用者側のほうに御連絡をさせていただいて、双方からちゃんと事情をお聞きして調査なりを行った上で、話し合いの場を設けるというような手続きも行っているところです。

**○前屋敷委員** あっせんという形で双方の意見を立ち会って聞かれるという場は設けて、その後の解決に向けてという点でも、県としての役割は果たすことはできるんですか。

**○小倉調整審査課長** あっせんの場合は、あくまで話し合いの場を設けるというような形で、話し合いの状況によって和解の雰囲気が生じれば、和解書なりの案をつくりまして、双方に提示して納得いただければ和解が成立するということではございますけれども、その和解書に対してちゃんとそれを執行したかどうか、それに対する罰則等はあっせんの場合はございません。

その後の調査とかはなかなかできないところもございます。

**○武田委員長** ほかにないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○武田委員長** ないようですので、以上をもって労働委員会事務局を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時14分休憩

---

午前10時21分再開

**○武田委員長** 当委員会に付託されました令和2年度補正予算関連議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

**○松浦商工観光労働部長** おはようございます。商工観光労働部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の説明、報告事項でありますけれども、お手元の商工建設常任委員会資料の目次を御覧ください。

本日は、まず、新型コロナウイルス感染症関連経済対策の取組状況につきまして、私から御報告をさせていただいた上で、議案としまして補正予算、それから関連の条例について御説明をさせていただきます。

お聞きいただきまして、1ページ目を御覧ください。

経済対策の取組状況についてでございます。

1の補正予算の状況でありますけれども、新型コロナウイルス感染症経済対応方針に基づきまして、1月補正まででありますけれども、約230億円の補正をお願いをしてきたところでございます。

2の主な事業の進捗状況でございます。（1）の中小企業者の事業継続支援であります。（2）にありますように、融資につきましては、1月末現在で1万1,124件、約1,595億円となっております。

それから、③の飲食関連事業者等支援金は、1月に補正をお願いしたものでございますけれども、3月15日から受付開始予定としておりまして、スケジュールの関係上、この事業につきましては繰越しをお願いをしているところでございます。

（2）地域経済の再始動・活性化に向けた支援であります。①の消費喚起につきましては、プレミアム付商品券の発行として第1弾、第2弾を行ってきたところでありますが、ウにありますように、みやざき応援消費活性化事業――



次の、みやざき応援消費促進事業につきましては、Go To Eatの関連等もありまして、繰越しをお願いするものでございます。

次の、みやざき応援消費活性化事業、これにつきましては、1月補正をお願いをした分の繰越しでございます。

次の、サプライチェーン対策等県内投資促進補助事業でありますけれども、先ほど御説明いたしましたように、3件中2件の分について繰越しをお願いをしているところでございます。

次の、「みやざきMICE」推進強化事業であります。今年度に予定をされておりましたアジア・ゴルフ・ツーリズム・コンベンションが来年に延期をされたということに伴いまして、繰越しをお願いするものであります。

次の、観光みやざき再生加速化事業であります。先ほど御説明いたしましたように、第3波の影響等もありまして、実施できなかったキャンペーン等の繰越しをお願いするものであります。

次の、議案第69号「令和2年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）」であります。これは、歳入歳出予算につきまして、事業費の確定に伴う補正を行うものでございます。

6ページを御覧いただきたいと思います。

議案第70号「令和2年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算（第2号）」と、その下の議案第71号「令和2年度宮崎県国民宿舎特別会計補正予算（第2号）」につきましては、歳入歳出予算につきまして、執行残に伴う減額補正を行うものであります。

ページをおめくりいただきまして、7ページを御覧ください。

今回の補正につきまして、各課ごとの状況を

一覧にしたものでございます。それぞれの内容については、後ほど各課から御説明をさせていただきます。

おめくりいただきまして、9ページ、10ページを御覧ください。

今回、補正の事業としてお願いしております、東京オリパラ事前合宿等新型コロナウイルス感染症対策基金積立金、それから10ページが、その根拠となる条例の制定についての資料でございます。これにつきましても、後ほど担当課長のほうから御説明をさせていただきます。

私からの説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

**○山下商工政策課長** 商工政策課でございます。商工政策課の補正予算について御説明いたします。

令和2年度2月補正歳出予算説明資料の青いインデックス、商工政策課のところ、231ページをお開きください。

補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますとおり、一般会計、特別会計合わせまして8億8,316万8,000円の減額補正をお願いするものです。補正後の額は、右から3列目の補正後の額の欄にありますように、533億248万1,000円となります。このうち一般会計は、補正額が8億8,323万9,000円の減額で、補正後の額は529億3,859万1,000円、特別会計は、補正額が7万1,000円の増額で、補正後の額は3億6,389万円となります。

主な事項について御説明いたします。

234ページをお開きください。

一番上の（事項）地場企業振興対策事業費につきまして、1億2,417万3,000円を減額するものです。主なものとしたしましては、説明欄2の宮崎県休業要請協力金ですが、これは、県の



休業要請に応じ、昨年5月1日から6日にかけて休業した事業者に10万円を支給したもので、額の確定に伴い1億2,180万6,000円を減額するものです。

次に、その下の（事項）中小企業金融対策費について、4億9,389万9,000円を減額するものです。説明欄1の中小企業金融円滑化補助金ですが、これは、中小企業が貸付けを受ける際に、信用保証協会に支払う保証料について、事業者の負担を軽減するため、保証料の一部を信用保証協会へ補助するもので、額の確定に伴い6,030万円を減額するものです。

次に、2の信用保証協会損失補償金ですが、これは、県の融資制度において、信用保証協会が行った代位弁済により生じた損失の一部を県が補償するもので、代位弁済の金額が見込みより少なかったことから、1億5,324万9,000円を減額するものです。

次に、4の中小企業融資制度利子補給は、今年度創設した新型コロナウイルス感染症対応資金について、国庫負担により利子補給を行うもので、運用が開始された5月から3月までの11か月分の利子補給金を見込んで予算化しておりましたが、その後の国との調整により、今年1月から3月までの3か月分については、次年度予算での対応となったことなどから、2億8,000万円を減額するものです。

次に、一番下の（事項）小規模事業対策費について、5,480万円を減額するものです。説明欄1の小規模事業経営支援事業費補助金ですが、次のページの一番上の段の（1）の人件費につきまして、これは、商工会議所や商工会等に設置する経営指導員等の人件費に要する経費ですが、職員の退職や休職等に伴い3,568万7,000円を減額するものです。

次に、2の小規模事業者事業継続給付金ですが、これは、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い売上げが大きく減少した小規模事業者に20万円を支給したもので、額の確定に伴い1,648万7,000円を減額するものです。

次に、中ほどの（事項）中小商業活性化事業費について、1億9,662万7,000円を減額するものです。主なものは、説明欄3のみやざき応援消費促進事業について、1億9,387万6,000円を減額するものです。この事業は、GoToEatひなた食事券の発行、及び市町村が実施するプレミアム付商品券発行やその他の消費喚起事業への補助を行ったものですが、商品券発行事業以外の別の消費喚起事業を行った市町村等について、商品券に係るプレミアム分などを減額するものです。

次に、ページを1枚めくっていただきまして、237ページ、一番上の段の小規模企業者等設備導入資金特別会計につきまして、（事項）小規模企業者等設備導入事業助成費は、4,477万4,000円を増額するものです。主なものは、説明欄1の（2）みやざき小規模企業者等設備導入資金貸付金ですが、これは、宮崎県産業振興機構が中小企業者に設備導入資金の貸付けを行うための原資を県が機構に貸し付けているもので、前年度貸付金の執行残である6,895万2,000円を今年度の歳出分に計上するため、同額を増額するものです。

次に、一番下の（事項）元金について、4,470万3,000円を減額するものです。

次の238ページをお開きください。

主なものは、説明欄1の高度化資金借入金元金償還ですが、今年度はコロナ特例による償還猶予制度により、事業者からの償還が当初見込みより少なくなったことから、3,904万5,000円

を減額するものです。

商工政策課の説明は、以上でございます。

**○串間企業振興課長** 企業振興課でございます。企業振興課の2月補正予算について御説明いたします。

令和2年度2月補正歳出予算説明資料の企業振興課のインデックスのところ、239ページをお願いいたします。

今回の補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますとおり、2億7,366万6,000円の減額補正でございます。補正後の額は、右から3列目のところでございますけれども、21億685万4,000円となります。

それでは、主な事項について御説明いたします。

241ページをお願いいたします。

一番下の（事項）地域産業・企業成長促進事業費1,600万円の減額でございます。これは、説明欄の1、産学金労官プラットフォームによる地域産業・企業成長促進事業におきまして、成長期待企業に対する販路開拓、それから商品開発等に対する補助金につきまして、その利用が当初の見込みより少なかったことなどによるものでございます。

次に、242ページをお願いいたします。

一番上の（事項）地域企業再起支援事業費1億6,350万円の減額でございます。主なものとして、説明欄の2、ものづくり企業経済活動再開支援事業の1億5,000万円の減額でございます。この事業は、昨年7月補正予算において、県内ものづくり企業の感染防止対策や経済活動再開に係る事業として、4億9,200万円を御承認いただいたところでございますけれども、補助金の交付申請額が、当初見込んでおりました予定額に満たなかったことなどによるもので

ございます。

また、説明欄の3、感染症対策等医療関連機器開発支援事業の1,280万円の減額でございますが、これにつきましても、事業者による補助金の交付申請額が、当初見込んでおりました予定額に満たなかったことなどによるものでございます。

次に、下から2番目の（事項）産業集積対策費でございますけれども、1,210万円の減額です。これは、説明欄の1から243ページの5までの各事業におきまして、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、専門家派遣などの活動が十分にできなかったことなどによるものでございます。

次に、243ページ、中ほどの（事項）工業技術センター総務管理費から、244ページの食品開発センター研究開発費につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響などに伴いまして、工業技術センター及び食品開発センターの運営費等が減額になったものでございます。

企業振興課の説明は、以上でございます。

**○兒玉雇用労働政策課長** 雇用労働政策課の2月補正予算について御説明をいたします。

雇用労働政策課のインデックスのところ、245ページをお開きください。

今回の補正でございますが、2億678万1,000円の減額補正であります。補正後の予算額は、右から3番目の欄にありますように、15億9,044万2,000円となります。

それでは、主な事項について御説明いたします。247ページをお開きください。

一番下の（事項）若年者就労促進費1,047万4,000円の減額であります。これは、説明欄1の、知ろう伝えよう宮崎で働く魅力！高校生県内就職促進事業について、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初予定しておりました

企業説明会が開催できなかったことなどに伴う執行残であります。

248ページを御覧ください。

一番上の（事項）地域雇用対策推進費755万5,000円の減額であります。これは、説明欄1の宮崎で働くキッカケづくり～「30歳のハローワーク」事業について、新型コロナウイルス感染症の影響により、UIJターン就職や移住のPR活動等のイベント開催の自粛などによる執行残や、説明欄2の宮崎で暮らす働く、県内就職促進事業について、就職支援員等の報酬や職員手当などの執行残に伴う減額であります。

続きまして、249ページを御覧ください。

2番目の（事項）認定職業訓練費861万5,000円の減額であります。これは、説明欄1の認定職業訓練助成事業費補助金の減額でありまして、認定職業訓練団体が実施いたします職業訓練の訓練生数が当初の見込みを下回ったことによるものであります。

次に、一番下の（事項）県立産業技術専門校費1億5,595万4,000円の減額であります。下の説明欄を御覧ください。

まず、1の管理運営費は、施設の保安委託料等の入札残などによるものであります。

次に、2の訓練実習費は、外部講師の報酬や訓練実習に係る材料購入経費の執行残などによるものであります。

3の機器等整備費は、備品購入の執行残や実習機械借上げの減少による執行残などによるものであります。

250ページをお開きください。

9の離職者等訓練事業は、離職者の再就職に向けて各種の職業訓練を実施しておりますが、対象者が見込みを下回ったことなどによる減額であります。

当課の説明は、以上であります。

○大衛企業立地課長 企業立地課の補正予算について御説明いたします。

同じ資料の251ページを御覧ください。

当課の補正額は、5,988万9,000円の減額補正であります。補正後の額は、右から3番目の欄にありますように、9億3,196万2,000円となります。

主な事項につきまして、御説明いたします。253ページをお願いいたします。

まず、（事項）企業立地基盤整備等対策費730万4,000円の減額であります。説明欄の1、企業立地基盤施設整備事業につきましては、宮崎フリーウェイ工業団地の災害復旧などに係る経費でございますが、今年度、災害復旧による工事等が生じなかったことに伴う減額であります。

その下、3の宮崎フリーウェイ工業団地維持管理事業につきましては、当該団地の未売却用地の除草等に係る経費でございますが、その執行残でございます。

次に、（事項）企業誘致活動等対策費479万2,000円の減額であります。説明欄1の情報収集整備事業であります。これは、誘致活動に係る職員の旅費や需用費等の執行残でございます。

その下の3、誘致対象企業リサーチ強化事業につきましては、民間企業が有する情報やネットワークなどを活用した企業誘致活動に係る業務委託に係る経費でございますが、その事業費が確定したことによる減額でございます。

一番下の（事項）立地企業フォローアップ対策費5,000万円の減額であります。ページをめくっていただきまして、1、サプライチェーン対策等県内投資促進補助事業であります。これは、コロナ禍に伴う企業の国内外のサプライチェーンの見直しや地方回帰の動きを取り込むため、

県内への工場等の移転・増設やサテライトオフィスの整備に対して支援するものでありますが、事業費の確定に伴い減額するものであります。

説明は、以上であります。

○高橋観光推進課長 観光推進課でございます。同じ資料の255ページをお開きいただけますでしょうか。

当課につきましては、ページ一番上の行、左から2番目の欄になりますが、一般会計と特別会計を合わせまして、合計で1億9,635万4,000円の減額補正をお願いしているところでございます。この結果、補正後の予算額につきましては、右から3番目の欄でございまして、31億6,374万2,000円となります。

それでは、その下の行、一般会計から順に御説明をいたします。

補正額につきましては、1億7,745万8,000円の減額でございまして、補正後の額は30億1,696万9,000円となっております。主な補正内容でございますが、257ページをお開きいただけますでしょうか。

まず、ページの中ほど、(事項) 県営宿泊休養施設改善対策費928万1,000円の減額であります。これは、県営国民宿舎特別会計への繰出金になりますが、後ほど、特別会計のところでお説明いたしますとおり、国民宿舎の維持補修費等に執行残等が生じたことから、一般会計からの繰出金を減額するというものでございます。

258ページをお開きいただけますでしょうか。

一番上の1つ目の(事項)観光振興費2億5,119万円の増額であります。主なものといたしましては、説明欄の4、新規事業「東京オリパラ事前合宿等新型コロナ感染症対策基金積立金」でございすけれども、これにつきましては、後

ほど、常任委員会資料のほうで御説明をさせていただきます。

続いて、その下の(事項)観光・MICE誘致促進事業費3,062万円の減額でございます。説明欄の1、みやざきMICE推進強化事業3,062万円の減額につきましては、MICE開催支援補助金につきまして、新型コロナウイルスの感染拡大の影響等によりまして、各種会議等が中止・延期されました。これに伴いまして、交付額が当初見込みより少なかったことなどにより減額するものでございます。

続いて、一番下の(事項)観光交流基盤整備費1億7,649万円の減額であります。

259ページでございますが、主なものといたしましては、説明欄の3、みやざきユニバーサルツーリズム推進事業1,500万円の減、4の宿泊事業者誘客準備支援事業1,500万円の減、5の観光みやざき再生加速化事業1億4,326万6,000円の減などがございますが、それぞれ宿泊施設におけます段差解消等のユニバーサルデザイン化の取組、また、コロナ関連の衛生対策やネット予約体制整備、また、宿泊施設・観光施設等におけるサーモグラフィーの設置など、レベルの高い感染予防対策の実施に関するそれぞれ補助金でございますが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響等によりまして、宿泊事業者の本補助金の利用が当初見込みより少なかったことなどにより減額するものでございます。

次に、(事項)国内観光宣伝事業費527万2,000円の減額であります。主なものといたしましては、説明欄の4、個人旅行をターゲットとした観光地域づくり事業358万円の減でございますが、こちらは、観光人材育成事業として、観光みやざき創生塾というものをこれまで対面で行っていたんですが、今回はコロナ禍を考えま

してオンラインで実施をいたしました。これに伴いまして、委託料が当初見込みより少なくなったことなどにより減額するというものでございます。

続いて、その下の（事項）国際観光宣伝事業費5,966万4,000円の減額であります。説明欄の1、インバウンド誘客強化事業以下につきましては、それぞれ、海外旅行会社へのセールス活動ですとか、海外での旅行博の出展、メディア招請等を行うものでございますが、世界的な新型コロナウイルスの感染拡大の影響に鑑みまして、事業が実施できなかつたり、また、当初の予定より事業規模を縮小することなどによって減額するというものでございます。

260ページをお開きいただけますでしょうか。

次の（事項）スポーツランドみやぎ推進事業費1億3,560万9,000円の減額でございます。主なものといたしましては、説明欄の1、東京オリパラ等合宿受入推進事業4,162万円の減額、2のサーフランドみやぎ推進事業3,500万円の減額、6のスポーツランドみやぎ県内消費促進事業2,250万円の減額、7のスポーツランドみやぎプロスポーツ等対策事業の1,735万2,000円の減額などがございますが、いずれにつきましても、新型コロナウイルスの感染拡大の影響によりまして、東京オリパラの事前合宿は延期となつて、受入れ支援を行う実行委員会の負担金が不要となつたこと、また、ワールドサーフリーグの国際サーフィン大会が中止となりまして大会への負担金が不要となつたこと、また、県内外のアマチュアスポーツ団体への合宿補助件数ですとか、一部プロスポーツ等のキャンプ支援金等が見込みより減少したことなどによりまして減額するというものでございます。

261ページをお開きいただけますでしょうか。

次に、特別会計でございます。

当課では、えびの高原スポーツレクリエーション施設、いわゆるアイススケート場でございますが、そのほか、県営国民宿舎えびの高原荘、高千穂荘の3つの公の施設を所管している状況でございます。

まず、えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計でございます。（事項）県営えびの高原スポーツレクリエーション施設運営費は、173万7,000円の減額でございまして、補正後の額は、右から3番目の欄、218万4,000円となりますが、これは施設運営に係る維持補修費等の執行残によるものでございます。

次の262ページをお開きください。

県営国民宿舎特別会計でございます。補正額は、1,715万9,000円の減額でございまして、補正後の額は、右から3番目の欄、1億4,458万9,000円となります。内容といたしましては、（事項）国民宿舎「えびの高原荘」運営費の866万7,000円の減額、及び、その下の（事項）国民宿舎「高千穂荘」運営費849万2,000円の減額でございますが、いずれも2つの県営国民宿舎の維持補修費等の執行残によるものでございます。

また、左から4番目、その他特定財源の欄の分担金及び負担金につきまして、2事項ともに462万円の減額としておりますが、これは、各国民宿舎の納付金につきまして、国の緊急事態宣言の発生に伴い、県としても県外客を含めまして往来の自粛等を求めたことから大きな影響を受けたと判断できます昨年4月及び5月の2か月相当分につきまして、納付金の減額をしたことによるものでございます。

それでは、続きまして、新規事業について御説明いたします。関連がございますので、新たに制定を行います条例に関する議案と併せて御

説明をいたします。

まず、議案第82号「宮崎県東京オリンピック・パラリンピック事前合宿等新型コロナウイルス感染症対策基金条例」につきまして、常任委員会資料のほうで御説明をさせていただきます。

常任委員会資料の10ページをお開きいただけますでしょうか。

まず、1の基金の目的でございます。東京オリンピック・パラリンピックの安全・安心な運営を確保するため、事前合宿地やホストタウンにおきまして、各種の新型コロナウイルス感染症対策を実施する基金の設置を目的とするというものでございます。

2の基金の概要でございますが、国からの交付金、今年度の3次補正についてでございますが、そちらの国の交付金を財源といたしまして、県で基金造成を行い、その基金を原資に、選手団等に対するPCR検査、航空機等の空席確保、宿泊施設での感染予防をはじめといたしました事前合宿地等でのコロナ対策を実施するというものでございます。

3の設置期間につきましては、今回議決いただいた後、令和4年3月31日までとしてございます。

続きまして、9ページの新規事業を御説明いたします。

新規事業「東京オリパラ事前合宿等新型コロナウイルス感染症対策基金積立金」でございます。事業の目的・背景自体につきまして、先ほど御説明させていただきましたとおり、条例設置いたします基金に積立てを行うというものでございます。

2の事業の概要でございますが、予算額は2億5,349万7,000円、財源は、全額国からのホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策交付

金となっております。

事業内容でございますが、今回の基金に来年度必要な事業経費の積立てを行いまして、事業経費の内訳、①から⑧という形で記載をさせていただいておりますが、そちらのコロナ対策に充てるということとしてございます。

3の事業効果といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策を実施いたしまして、国外代表チームの事前合宿、ホストタウン交流を行うことで、選手、スタッフ、観客、メディアの呼び込みによる経済活性化、また、「スポーツランドみやざき」のさらなるブランド力向上が期待できるものと考えてございます。

当課からの説明は、以上でございます。

**○平山オールみやざき営業課長** オールみやざき営業課の2月補正予算につきまして御説明いたします。

令和2年度2月補正歳出予算説明資料を御覧ください。オールみやざき営業課のインデックスのところ、263ページをお開きください。

オールみやざき営業課の今回の補正額は、1億6,049万4,000円の減額補正であります。補正後の額は、右側から3番目の欄になりますが、8億4,687万4,000円となります。

それでは、主な事業について御説明いたします。

265ページをお開きください。

まず、ページ中ほど（事項）国際交流推進事業費2,455万2,000円の減額であります。主なものとしましては、説明欄7の少年少女国際交流事業331万5,000円の減額、及び8の協定締結都市等との交流促進事業450万円の減額であります。これは、韓国、香港、台湾等との小・中・高校生交流や民間団体交流に係る経費について、新型コロナウイルスの影響による事業の中止や

オンライン交流への移行に伴い減額するものがあります。

また、9の外国人材受入環境整備事業1,047万5,000円の減額は、日本語教育の開催等に係る経費について、新型コロナウイルスの影響により事業の一部を中止したことによる減額であります。

次に、ページ下から3行目、(事項)海外技術協力費346万3,000円の減額であります。これは、世界との絆、国際協力推進事業において、新型コロナウイルスの影響により海外技術研修員や留学生の受入れを行えなかったことによる減額であります。

次に、266ページをお開きください。

ページ上から5行目、(事項)貿易促進費2,501万4,000円の減額であります。主なものとしましては、説明欄1のみやざき海外拠点運営強化事業899万2,000円の減額、及び5のネットとフェアを活用した海外販路拡大支援事業853万4,000円の減額であります。これは、新型コロナウイルスの影響によりまして、海外派遣研修や出張の中止、海外フェアへの事業者の渡航中止等に伴う減額であります。

次に、ページ中ほど、(事項)県産品販路拡大推進事業費5,009万9,000円の減額であります。主なものとしましては、まず、説明欄1の県産品振興事業3,156万4,000円の減額であります。これは、昨年4月から5月に発出された緊急事態宣言期間中におけます新宿みやざき館KONNEの家賃の減免を受けたこと、また、出張自粛による職員旅費の減額などによるものであります。

また、4の県産品販売促進強化事業1,787万4,000円の減額につきましては、物産販売イベント補助金の申請事業者数が当初の見込みより

下回ったことによる減額であります。

次に、267ページを御覧ください。

ページ上から2行目、(事項)県外広報対策費3,057万5,000円の減額であります。主なものとしましては、説明欄3のゴールドデンスポーツイヤーズひなたプロモーション事業2,832万2,000円の減額であります。これは、東京オリンピック・パラリンピックの延期に伴い、事業費全額を減額するものであります。

オールみやざき営業課の説明は、以上であります。

**○武田委員長** 執行部の説明が終了しました。質疑はありませんか。

**○山下委員** 今まで宮崎県というのは、観光とスポーツに基盤を置いて、ずっと取り組んできました。そのためにスポーツランドみやざき、観光立県みやざき、これが長い歴史の中でずっと踏襲しながらこの実績をつくってきたんです。

かなりの予算減額が出てきたということでも——コロナ禍ということもあって自粛ムードが定着してきた中で、国の交付金等でそういう支援策は出てきているんですが、本県の経済に対する影響というのをどれぐらい皆さん方が把握されているか分かっていれば教えてください。

**○山下商工政策課長** これまでいろいろな施策を展開するに当たりまして、県の経済動向調査や商工団体が実施していますアンケート等を参考にしながらやってきたところなんですけれども、実際その影響額がどれぐらいになっているのかということまでは、なかなか把握が難しいところだと思います。ただ、やはり消費が落ち込んで人が動かなくなって、小売業等、それから製造業を中心に非常に落ち込んできているというような、状況としては把握できているん

ですけれども、具体的な額というのは、今から統計を取って出てくるものでないかなと思っています。

**○山下委員** 具体的な数字はまだ難しいだろうと思うんですね。野球関係も無観客でやったということ、全国からいろんな人が楽しみに来るものがなくなったということで、ホテル業界はじめタクシー業界、飲食業、もろに影響を受けているわけですから。そのことが税収の伸びにも非常に影響してくるでしょうし、いろいろ心配事もあるんですが。

その中で今日説明を聞いて気になったのは、若手を中心に、そして皆さん方もコロナ禍の中で地元に戻ってきて、起業をしよう、そして推進していこうという動きもあったのも、商工の中の大きな事業のメインだったんだろうと思うんです。それと同時に、新規学卒の皆さん方の地元定着に向けた魅力発信をしないといけません。その辺がうまくリンクして商品化すること、そして、6次産業等もひっくるめて、今までずっと実績をつくってきて、それもある程度足踏み状態になってきたということをお聞きしたんですが。若者たち、そして起業しようとする人たちが、令和元年度から2年度に向けてどのように変化してきているのか。その辺の感触あたりをお聞きしたいと思うんですが。

**○串間企業振興課長** 企業振興課におきましては、6月補正予算あるいは7月補正予算で地域の中小企業を支援する事業を行ってきたところでもございまして、特に回復支援事業、コロナ対策で販路開拓とか商品開発とかを行う事業につきましては、かなり大きな金額、採択件数で514件の企業さんが活用いただいたということで、コロナ禍で新たな取組をするということも出てきているところでもございます。具体的に、今、

新しい起業を行うというのがどれぐらい増えたのかというのは、把握がしづらいところですが、コロナ禍で今まで行政の補助事業をなかなか活用しない企業さんもたくさんおられて、そういった企業さんには産業振興機構のコーディネーターの方が一つ一つ支援の在り方を説明しながら補助事業を進めてきたところでもございまして、そういう中で意識が高まってきたのではないかなと思っています。

具体的な数字というのがつかめないところでもございます。申し訳ございません。

**○山下委員** 今回の一般質問や代表質問でも出ていましたけれども、ピンチをチャンスに変えていく機会もあるだろうと思うんですね。必ずコロナも収束していくわけですから、それに対しては相談支援事業とか、いろんな窓口を開いていただいて、今後の展開というのを大いに期待していきたいと思っておりますので、体制づくりをよろしくお願ひしたいと思います。

**○西村委員** まず、商工政策課のほうから聞きたいんですけど、234ページの宮崎県休業要請協力金が約1億2,000万円減額しておりますが、当然、この予算を組む際に大体の県内の店舗数とか対象者数というのを割り出して、この協力金の予算を決めたと思うんですが、想像以上に申請者が少なかったということなのでしょうか。

**○山下商工政策課長** 休業要請協力金につきましては、予算上は3,500社を見込んでおりました。昨年の5月、ゴールデンウィークの頃に行ったものでございますけれども、対象がスナック等の遊興施設とパチンコ・マージャン店等の遊技施設ということで、県外からの客の流入を防ぐという目的で行ったものでございます。予算の積算に当たりましては、明確な店舗数のデータがございませんので、保健所に提出されている



スナック等の営業許可申請数、これが大体3,000社ございました。あとパチンコ店とかマージャン店等については、関係の団体等を通じまして200社程度ということで聞き取りをいたしまして、不足分があるといけないので、ちょっと多めに3,500社といったところでございます。

スナック等については、営業許可数、申請数で把握したんですけれども、実際、もう既に廃業しているとか営業をやっていない方々もたくさんいらっしゃるって、本来であれば廃業届を出さないといけないんですけれども、この営業許可が6年間の効力があって、6年後には自動失効するものですから、廃業届を出さない企業さんが非常に多いと聞いたところでございます。

したがって、6割から7割ぐらいが営業を実際していたということで、結果的に二千数百社への給付となったところですが、実際の休業の状況につきましては、福祉保健部のほうで関係団体への聞き取り等も行いまして、スナック等についてはほぼ休業していたと。パチンコ・マージャン店については全部休業したと。それから、今回の休業要請の協力対象でない居酒屋等についても、4割から6割ぐらいが休業していたというように聞いております。

**○西村委員** ということは、今後もしこういうことが——ありたくないですけど、今後あった場合は、より実数に近い今度は予算の組み方をしていくということになるんですかね。

**○山下商工政策課長** 休業要請協力金につきましては、昨年のゴールデンウィークの期間の分については商工観光労働部がやりまして、その後、夏の頃に児湯地区で広まったものについては、福祉保健部のほうで、市町村と連携してやっております。

これが今後のルールになっていくのかなと

思っておりますが、市町村がより実態を把握しておりますから、今後もしやることのあるとすれば、市町村の数字の積み上げ等でやっていくことになるのではないかと考えています。

**○西村委員** ありがとうございます。もう1点、237ページのみやざき小規模企業者等設備導入資金貸付金について伺いたいんですけれど、先ほど山下委員のほうからもものづくり云々の御意見がありましたけれども、中小企業の支援策とか利子補給とかいろんな策をやられている中で、当初見込みよりも幾分か額が減って執行されるケースが多いですが、ほかの予算に比べてもなぜこの貸付事業に集中されているのか教えていただきたいと。

**○長倉経営金融支援室長** みやざき小規模企業者等設備導入資金貸付金の6,895万2,000円の増額補正ですけれども、これ実は増額といいますが、実際の貸付金額を増額するというわけではございません。産業振興機構が小規模企業者が設備導入をする際の資金の貸付けを行っておりまして、県からの産業振興機構に対する貸付金ですが、令和元年度に産業振興機構が貸付事業を行った際の執行残を令和2年度に特別会計に返還するルールになっております。その返還金が歳入で上がったものですから、同じ額を歳出にも計上したものでございまして、実際、増額補正した分については、これから執行するものではなく、剰余金としてまた令和3年度に繰り越すということになります。

**○西村委員** 分かりました。先ほど県から機構へという話があって、それを膨らませて今みたいな説明ということですね、分かりました。

すみません、以上です。

**○山下委員** 金融政策のほうで確認したいんですが、今日出していただいた資料に1月末の中

小企業融資の実績が出ているんですが、2月の件数、金額及び1件当たりの貸付金が分かっていたら教えてください。

**○長倉経営金融支援室長** 2月分については、3月10日前後に金融機関のほうから報告がありまして集計しますので、2月末時点では出ていない状況です。

現時点での1件当たりの平均保証承諾額としては1,420万円程度となっております。

**○山下委員** ありがとうございます。2月末の実績が今議会中に分かればまた教えてください。

なぜかという、総額1,800億円までは枠を決めていますからね、東京オリンピック・パラリンピックがまた延長になってきた。本県もこの後またどのような自粛ムードになってくるのか、ちょっとまだ見通せない状況ですので、ぜひまたお聞かせしてください。

東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿関係ですが、どんどん開会日に近づいてきていて、どこも不安な要素の中でやることを前提に計画していくんでしょうけれども、昨日もニュースを見ていたら、海外からの観客は入れないとか——経済効果を非常に見込んでいたオリンピックが規模縮小、まさか中止にでもなったら、私ども非常に大きなショックを受けると思います。

その中でこの事前合宿等の基金を積立て、条例までつくってやっていこうということなんですけど、今日までに海外からの宮崎への合宿等の申込み等があるのか。ある場合は、どういうスポーツなのか、どこの国なのか教えていただくとありがたいと思うんです。

**○飯塚スポーツランド推進室長** 現在決まっていますのは、イギリスとカナダ両国のトライアスロン、パラトライアスロンです。それと、ド

イツの陸上とパラ陸上です。

**○山下委員** ラグビーワールドカップがあったときに、宮崎をキャンプ地に選んでこうだったということは物すごい評価と宮崎の自信にもなったと思うんですが、4年前のオリンピックでも、五ヶ瀬町にどこかの国が合宿に来てちょっと話題にもなったと思うんですが。

今のところ3か国ぐらいですが、例年だとどんなもんなんですか。まだ期待ができるのか、これ以上は無理だよとか、4年前に比べてどうなのか分かっていたら教えてください。

**○飯塚スポーツランド推進室長** 今回東京オリンピックということで、いろんな自治体で受入れ準備がされておりますが、正直言いまして現在、ほかのチームで交渉を継続しているチームもちょっとあります。まだその状況は非公表ということで言われておりますので、また決まり次第お伝えできると思いますが、まず、下見に来れないとか、打合せの段階でも難しい状況にはございます。

**○山下委員** 4年前の実績は。

**○飯塚スポーツランド推進室長** 4年前はリオデジャネイロでしたので、あまり外国は来なかった……。

**○山下委員** 分かりました。日本じゃないからね。だけれど何かのときに五ヶ瀬町で陸上か何かの合宿が行われたような気がしたんだけど。また私も確認させていただきたいと思うんですが。

それで、ヨーロッパのほうでも変異型ウイルスというのが大体蔓延をしてくいて、非常に心配事が多いんですが、その辺のことはまた慎重に我々も取り組まないといけないのかなと思ってしますので、よろしくをお願いします。

**○飯塚スポーツランド推進室長** 今度、この基

金の各感染症対策のガイドラインをつくることになっておりますので、そういったものをしっかりとつくりながら、また、さらにチームが求める感染症対策も違うと思っておりますので、そういったところにもしっかりと対応しながら受け入れていきたいと思っております。

○山下委員 よろしくお願ひします。

○前屋敷委員 この基金に関連してなんですけれども、資料の9ページのところに事業経費の内訳というのがあって、病床確保に要する経費とか保健所の体制強化に係る人件費というのもあるんですけれども、本来、これは今この基金によらずともやらなくちゃならない事業じゃないかと思うんです。最終的にはこの基金の残額というのは全て国に戻すということになっているようなんですけれども、病床の確保とか保健所の体制強化の人件費とかいうのは、すぐにはできないわけで、オリンピックがあることを想定して事前に一定の期間をもって体制をつくっていくということになります。しかし、実際、体制はつくったりしたけれど中止になったりした場合でも、そこまでにかかった経費は見れるとか、そういう、もうちょっと詳しい中身はどうなっていますか。

○飯塚スポーツランド推進室長 議員御指摘の部分については、例えば病床の確保に関する経費、これは基本的な考え方としまして、地元を圧迫しないということです。例えば新たにオリンピック・パラリンピックの合宿用に5床確保しておく。それにかかった経費は空振りであってもこの基金で見ましょう。また、保健師さんにつきましては、既存の保健師さんの業務を圧迫してはいけませんので、特別にこの期間だけ雇用しましょうとか、そういった形の基金の使い方になります。

○前屋敷委員 じゃ、その分の経費は全てこの基金の中から見えていくということになるわけですね。

○飯塚スポーツランド推進室長 はい、そうです。

○外山委員 253ページの立地企業フォローアップ対策費の中で、これは、この8億というのは、そもそも立地企業対策補助とかいろんな予算ですよね。マイナス5,000万というのは、常任委員会資料3ページにある、いわゆるサプライチェーンの1億5,000万円のうちの1億円が繰越しで、5,000万円が不用残ということですか。

○大衛企業立地課長 今、委員がおっしゃられるとおりでございます、8億円というのは、まず企業立地促進補助金というのを6億円用意しております。その分は今回補正減はございませんでした。

今回、補正減をお願いしたのは、サプライチェーンの補助事業でございます、これ6月補正で2億円をいただきましたけれども、そのうちの5,000万円が減になったということでございます。

○外山委員 同じくこの資料3ページのコロナ関係離職者等採用企業支援金ですが、このコロナ感染症の影響による離職というのほどが判断するんですか。

○兒玉雇用労働政策課長 現在、毎週、厚生労働省のほうで統計を出しておりますけれども、宮崎労働局のほうで県内ハローワークを通じて相談があったとか、そういった分を全部集めてカウントをしていると。

なので、離職者その者と離職予定者も含めた人数ということでカウントをしております、最新の数字では、本県の場合は702名ということでございます。

○外山委員 じゃ、これは明らかにコロナの影響があるんだということで、本人の申請と同時にハローワークでもって判断するわけですね。

もう一件だけいいですか。先ほどから言われている東京オリパラの基金ですが、これは当県だけですか、それとも他県もこういう状況はあるんですかね。

○飯塚スポーツランド推進室長 これは一律全都道府県が対象となっております。

○兒玉雇用労働政策課長 先ほど外山委員がおっしゃった、この離職者の採用企業支援事業に関して言えば、例えば離職者の都合による解雇だというような場合であっても、状況を見ながらこれはコロナ関連の離職だなという場合には、幅広に捉えてという形にしておりますので。

○外山委員 カウントするわけね。

○兒玉雇用労働政策課長 はい。ということで捉えております。

○外山委員 もう一点だけ、すみません。いわゆる国の対策交付金の金額というのは国から各都道府県に示されるんですか。

○飯塚スポーツランド推進室長 この経費は国から事前に需要額調査が来まして、受け入れるチームの数とか、選手の数とか、そういったものを係数に当てはめて算定しております。

○外山委員 はい、結構です、分かりました。

○前屋敷委員 関連して、先ほどのコロナ関係の離職者採用の件ですけど、13件で金額が580万円ということなんですけど、これは単純に言って58人の採用をされたらと。1社で、1か所で数人の採用もあったという考え方でいいんですか。

○兒玉雇用労働政策課長 今、委員がおっしゃるとおりでございまして、この離職者の事業については、一番人数が多かったのは、ダーバン関係で新しい会社が日南市のほうに発足いたし

まして、宮崎ファクトリーという会社でございまして、そこで36人の離職者の雇用をされているということで、その分も含まれている数字になっております。

○前屋敷委員 はい、分かりました。

○日高委員 私も資料の9ページで、もう少しお伺いしたいんですが、新規の最終補正ということで、今回、商工観光労働部の新規はこれ1点だけ上がっていますが、1点だけということじゃないわけですよ。主立ったものがこれということですよ。

この中で今、いろいろ質問があったんですけど、イメージ的なこのロードマップがちょっと分からないんですが、もう令和2年度でこの予算を今から2億5,300万円積まれて、先ほど3か国と言われましたよね、3か国は宮崎市のほうがこういう国が来るということで県に申請をしているという話だったですね。

これはじゃあ、もう1か月しかないということで、具体的にいつぐらいに入国するか分かっているんですかね。

○飯塚スポーツランド推進室長 今度のオリンピックの日程は決まっておって、それで1年更新して、今回いつからいつまで何人来ますというのを、もう事前に予約を受けておりますので、それに基づいて算定をしたということになっております。さっき言いましたイギリス、カナダ、ドイツの各チームにつきましては、選手・スタッフが何名と何日間というのも確定しております。

○松浦商工観光労働部長 今回の2月補正での新規事業というのは、これだけでございます。

これは、あくまで財源として使える基金をつくるという事業でありまして、実際の使っていく事業については、当初予算のほうでお願いをすることになっておりまして、その枠組みを今

回つくっていくというものでございます。

○日高委員 ホスト国は多分ほかにも幾つかまだありましたよね。例えば、綾町はセーシェルが入っていたんですが、そういうところには一応連絡を取られて、向こうからも来ません、来ませんというような状況だったのでしょうか。そういう確認をされているんですか。

○飯塚スポーツランド推進室長 はい。ホスト国につきましては、県と7市1町がホスト国を決めている自治体でございます。

基本的には、オリンピックがあった場合にはこちらの県に来られるという前提で経費についても見ております。

若干、当初よりも触れ合う機会は少ないでしょうけれども、今言いました県・7市1町につきましては、ホストタウンの交流費としてこの基金の対象事業に算定しております。

○日高委員 ちょっと気になったのは、今3か国言われましたんで、例えばセーシェルとかそういうところに県のほうから情報収集をしていたのかなど、そういう話を聞きたかったなと思っている。

○飯塚スポーツランド推進室長 ホスト国の算定につきましては、それぞれの受入れ自治体からこういった基金があるということで、算定資料をお見せしまして、どのぐらい費用がかかるというのをお聞きした分で集計して申請しております。

○日高委員 じゃあ、もう例えば綾町から上がってこないとか、そういうところもあったわけですね。分かりました、ありがとうございます。

○武田委員長 ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 ないようでありますので、以上をもって商工観光労働部を終了いたします。執

行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時33分休憩

---

午後0時58分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました令和2年度補正予算関連議案について、部長の概要説明を求めます。

○明利県土整備部長 県土整備部でございます。よろしくお願いたします。

説明の前に、まず、お礼と御報告を申し上げます。申し訳ありませんが、着席をさせていただきます。

まず、昨年12月6日に行われました東九州自動車道「宮崎西一清武」間の4車線化等事業の着工式には、県議会からもお忙しい中、武田委員長と坂本副委員長に御出席を頂きました。この場をお借りしてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

続きまして御報告であります。

同じく東九州自動車道の話題であります、1月29日に、国土交通省が、日南東郷インターチェンジ及び仮称でございますが、奈留インターチェンジにつきまして、上下線のどちらの方面にも出入りができるフルインターチェンジ化とすることを決定いたしました。これまで御尽力いただききました常任委員会の皆様には、心からお礼を申し上げます。

これまでの計画では、日南東郷インターチェンジは宮崎方面、奈留インターチェンジは志布志方面への出入りしかできないハーフインターチェンジとされておりましたが、このフルインターチェンジ化によりまして、県南地域における高速道路の利便性が大きく向上することはも

ちろん、唯一の未事業化区間として残されております「南郷一奈留」間の新規事業化に向けて、大きな弾みがつくものと考えております。

今後とも、県内高速道路の一日も早い全線開通を目指して、全力で取り組んでまいりますので、引き続き、皆様の御支援、御協力をお願い申し上げます。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます県土整備部所管の議案等につきまして、概要を御説明いたします。

お手元に配付しております商工建設常任委員会資料の表紙をめぐっていただきまして、目次を御覧ください。

まず、議案につきましては、一般会計補正予算案のほか、予算議案が2件、特別議案が5件であります。

次に、報告事項につきましては、損害賠償額を定めたことについて、最後に、その他報告事項といたしまして、高潮浸水想定区域図の公表について御報告いたします。

詳細につきましては、それぞれ担当課長等から御説明いたします。

私からは、以上でございます。

**○武田委員長** 部長の概要説明が終了いたしました。

次に、議案に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

**○斎藤管理課長** 管理課であります。

それでは、県土整備部の2月補正予算について御説明します。

委員会資料1ページをお開きください。

太線で囲んだ部分、2月補正額Cの欄の一番下、一般会計と特別会計の合計で208億円余の増額であります。

主な理由ですが、国の経済対策に伴うものや補助公共・交付金、災害復旧費等の事業費確定などによるものであります。

このうち、国の経済対策分はDの欄になりますが、279億円余で、その右にありますように、ほぼ国土強靱化分が占め、新たな防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の初年度分に当たる予算が、国の令和2年度第3次補正予算で措置されたことによるものであります。

その結果、右から2列目の補正後予算額Fの欄の一番下、一般会計と特別会計の合計は1,148億円余、対前年度比128.7%であります。

次に、2ページをお開きください。

事業ごとに内容を御説明します。

まず、2、補助公共・交付金事業であります。太枠で囲んだ2月補正額Cの欄の一番下、232億円余の増額で、このうち、国の経済対策分は、その右のDの欄、246億円余であります。

主な内容は、道路では、国道219号越野尾工区等において、災害時等における道路ネットワークの強化のための道路整備を、河川では、三財川等の河道掘削を、港湾では、油津港の第10岸壁の耐震化対策などを行う予定であります。

次に、3ページを御覧ください。

3、県単公共事業であります。太線で囲んだ2月補正額Cの欄の一番下、6億円余の減額で、これは、総合運動公園津波避難施設整備事業の入札残等によるものであります。

次に、4ページをお開きください。

4、直轄事業負担金であります。太線で囲んだ2月補正額Cの欄の一番下、17億円余の増額で、このうち、国の経済対策分は、その右のDの欄、32億円余であります。

国が実施する予定の主な事業等ではありますが、道路では、国道10号（都城道路）の都城インタ

一チェンジから乙房インターチェンジ間の整備等を、河川では、大淀川などの河道掘削等を、港湾では、宮崎港の防波堤整備等であります。

次に、下の5、災害復旧事業であります、太線で囲んだ2月補正額Cの欄の一番下、22億円余を国庫補助の決定等により減額するものであります。

5ページを御覧ください。

6、課別内訳であります、後ほど、担当課長等が歳出予算説明資料で御説明します。

次に、6ページをお開きください。

一般会計繰越明許費の補正であります、太線で囲んだ2月議会申請分が、今回の申請額であり、追加の21事業と変更の24事業を合わせ、515億円余の増額であります。

繰越しの主な理由は、国の補正予算の関係により工期が不足することや、関係機関との調整に日時を要したこと等によるもので、7、8ページに事業ごとの内訳も載せておりますが、今回の2月補正額が国土強靱化5か年加速化対策等国の経済対策により、大幅に増加したことなどから、例年に比べ繰越明許費が増額しているところであります。

次に、9ページをお開きください。

一般会計の債務負担行為補正の追加ですが、これは、例えば2番目の河川課のダム施設整備事業の改良事業におきまして、その工事期間が令和4年度にまたがるため、債務負担行為の設定をお願いするものであります。

次に、10ページをお開きください。

上の表が公共用地取得事業特別会計で、下の表が港湾整備事業特別会計の繰越明許費であります。

繰越しの主な理由は、用地交渉等に日時を要したことや関係機関との調整に日時を要したこ

とによるものであります。

部の補正予算につきましては、以上であります。

続いて、管理課の補正予算について御説明します。

歳出予算説明資料の335ページをお開きください。

当課の補正予算額は、左から2番目、7,383万3,000円の減額で、右から3番目の補正後の額は、18億3,471万9,000円であります。

それでは、337ページをお開きください。

表の上段、(事項)職員費であります、補正額は5,977万7,000円の減額で、これは、人事異動前の昨年1月時点で土木事務所の人員も含め積算しておりましたが、今回、現状の人員等に合わせて補正した結果によるものでございます。

そして、表の一番下、(事項)建設業指導費であります、これは、建設業許可、経営事項審査及び建設産業対策等に要する経費で、いずれも執行残に伴う補正減であります。

まず、1、みやざき建設産業経営力強化支援事業であります、これは、建設業関連情報システム改修費の執行残及び新分野進出支援に要する補助金の減額でございます。

次に、2の建設産業の未来を担う人づくり促進強化事業であります、これは、新型コロナの影響等により、技術者の資格取得に対する機会が減少したことなどに起因する委託料の減額でございます。

次に、338ページをお開きください。

5の建設関連産業雇用受入支援事業ですが、本事業は、新型コロナの影響による離職者を建設関連産業へ受け入れるため、緊急的に6月補正で計上した事業でございます。実際の雇用受入人数が当初の見込みを下回ったことな

どにより減額をしたところがございます。

説明は、以上でございます。

○伊豆用地対策課長 用地対策課でございます。

当課の補正予算につきまして御説明をいたします。

お手元の歳出予算説明資料の339ページをお願いいたします。

当課の補正予算額は、一般会計で3億5,577万5,000円の減額、特別会計の公共用地取得事業特別会計で2億1,133万円の減額、合わせまして5億6,710万5,000円の減額をお願いしております。

その結果、補正後の予算額は、一般会計で2億2,202万円、特別会計で4億5,833万1,000円、合わせまして6億8,035万1,000円となります。

以下、補正の主な内容につきまして御説明をいたします。

341ページをお開きください。

一般会計であります。まず、ページ中ほどの（事項）収用委員会費であります。収用裁決案件に係る土地や物件の鑑定料等の執行残によりまして1,408万2,000円の減額であります。

次に、342ページをお開きください。

（事項）特別会計繰出金であります。事業費の確定等に伴いまして3億3,494万1,000円の減額であります。

続きまして、343ページを御覧ください。

公共用地取得事業特別会計であります。（事項）公共用地取得事業費は、2億1,133万円の減額であります。これは、事業費の確定等に伴いまして、説明欄1にあります土地を先行取得するための公共用地取得事業費の3億3,494万1,000円の減額と、説明欄2の一般会計への繰出金1億2,361万1,000円の増額を行うものでございます。

用地対策課は、以上でございます。

○境技術企画課長 技術企画課であります。

歳出予算説明資料の345ページをお開きください。

当課の補正予算額は、2,254万8,000円の減額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は、3億2,666万円となります。

以下、補正の主な内容について御説明します。347ページをお開きください。

中ほどの（事項）土木工事積算管理検査対策費であります。1の労務及び建設資材単価の調査に要する経費の執行残による501万7,000円の減額や、3の「公共工物品質確保推進事業」に要する経費の執行残による950万円の減額などによるものであります。

技術企画課は、以上であります。

○国府道路建設課長 道路建設課であります。

歳出予算説明資料349ページをお開きください。

当課の補正予算額は、95億1,213万2,000円の増額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は、268億6,722万4,000円となります。

以下、補正の主な内容について御説明をいたします。

351ページをお開きください。

まず、一番上の（事項）直轄道路事業負担金であります。これは、国が実施する道路事業に対する負担金でありまして、国の補正予算等に伴いまして11億7,034万4,000円の増額であります。

次に、一番下の（事項）公共道路新設改良事業費であります。これは、県が管理している国県道の整備費でありまして、こちらも国の補正予算等に伴いまして83億6,100万円の増額であります。



次に、352ページをお開きください。

（事項）道路建設受託事業費であります。これは、都城志布志道路の流末排水路整備に係る都城市と鹿児島県曾於市の負担経費、及び緒方高千穂線岩戸工区の舗装整備に係る高千穂町の負担経費でありまして、受託事業費の決定によりまして1,892万1,000円の減額であります。

道路建設課の補正予算につきましては、以上であります。

○有馬道路保全課長 道路保全課であります。

歳出予算説明資料の353ページをお開きください。

当課の補正予算額は、34億2,821万9,000円の増額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は、233億2,018万5,000円となります。

以下、補正の内容について御説明いたします。

355ページをお開きください。

中ほどの（事項）道路管理費であります。これは、県管理道路の管理に要する経費等ですが、道路台帳修正業務等の執行残により1,660万9,000円の減額であります。

次に、一番下の（事項）公共道路維持事業費であります。これは、交通安全施設の整備や橋梁・トンネル等の点検・補修を行う事業であり、国の補正予算等により34億7,700万円の増額であります。

356ページをお開きください。

（事項）県単舗装補修費であります。これは、県が管理する道路舗装の補修を行う事業であり、事業費の確定に伴い、1億5,000万円の増額でございます。

次に、（事項）道路受託事業であります。これは、道路の無電柱化工事等に伴う受託を行うもので、受託決定に伴いまして750万円の減額であります。

次に、一番下の（事項）県単橋梁維持費であります。これは、県が管理する橋梁等の維持補修を行う事業であり、事業費の確定に伴い、1億5,000万円の減額であります。

道路保全課につきましては、以上であります。

○小倉河川課長 河川課であります。

歳出予算説明資料の357ページをお開きください。

当課の補正予算額は、33億2,200万1,000円の増額をお願いしております。その結果、補正後の予算は、289億5,825万9,000円となります。

以下、補正の主な内容につきまして御説明いたします。

359ページをお開きください。

まず、一番下の（事項）ダム施設整備事業費であります。これは、国の補助を受けまして、ダム管理施設の機能の向上を図るため、管理施設の改良や機器の更新等を行う事業であり、国の補正予算等により17億6,490万2,000円の増額であります。

360ページをお開きください。

一番下の（事項）公共河川事業費であります。この事項は、国の補助を受けまして、洪水による浸水被害を軽減するための河道掘削や堤防の整備などの河川改修等を行う事業であり、国の補正予算等により26億8,048万3,000円の増額であります。

次に、361ページを御覧ください。

一番下の（事項）直轄河川工事負担金であります。これは、国が実施する大淀川などの直轄区間の河川改修や岩瀬ダム再生事業に対する県の負担金であります。国の補正予算等により8億7,015万1,000円の増額であります。

次に、363ページをお開きください。

中ほどの（事項）公共土木災害復旧費であり

ますが、国庫補助の決定等により17億6,362万6,000円の減額であります。

河川課は、以上でございます。

**○小牧砂防課長** 砂防課であります。

お手元の歳出予算説明資料の365ページをお開きください。

当課の補正予算額は、43億6,356万9,000円の増額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は、110億2,236万2,000円となります。

以下、補正の内容につきまして、主なものを御説明いたします。

367ページをお開きください。

まず、ページ中ほどの（事項）公共砂防事業費であります。これは、土石流のおそれがある溪流での砂防堰堤などの整備を行う事業であります。国の補正予算等による23億216万5,000円の増額であります。

次に、一番下の（事項）公共急傾斜地崩壊対策費であります。内訳は、次のページに載せてありますが、急傾斜地の崩壊のおそれがある箇所での擁壁工、のり面工等の整備を行う事業であります。国の補正予算等による20億1,920万2,000円の増額であります。

368ページをお開きください。

中ほどの（事項）直轄砂防工事費負担金であります。これは、霧島火山群からの土砂流出による被害を防止するため、国が実施する直轄砂防事業に対する負担金であります。国の補正予算等による5,064万1,000円の増額であります。

砂防課は、以上であります。

**○平部港湾課長** 港湾課であります。

歳出予算説明資料の369ページをお開きください。

当課の補正予算額は、一般会計のみで1億8,638万5,000円の増額をお願いしております。

その結果、補正後の予算額は、一般会計で69億634万円、港湾整備事業特別会計で11億1,016万5,000円、合わせまして80億1,650万5,000円となります。

以下、補正の内容について主なものを御説明いたします。

371ページを御覧ください。

中ほどの（事項）空港整備直轄事業負担金であります。これは、宮崎空港の耐震対策等に係る直轄事業に対する負担金であります。直轄事業費の確定により3億8,696万円の減額であります。

次に、372ページをお開きください。

一番上の（事項）公共海岸保全港湾事業費であります。これは、海岸保全施設の整備を行うための経費であります。国の補正予算等により1億1,375万円の増額であります。

次に、一番下の（事項）特別会計繰出金であります。これは、港湾整備事業特別会計の不足を補うため、一般会計から繰出しを行うものでございます。繰出額の確定により1億7,902万7,000円の減額であります。

次に373ページを御覧ください。

中ほどの（事項）公共港湾建設事業費であります。これは、防波堤や岸壁などの整備を行うための経費であります。国の補正予算等により12億87万1,000円の増額であります。

次に、一番下の（事項）港湾災害復旧費であります。これは、台風等により被災しました公共港湾施設の復旧に要する経費であります。国庫補助決定等により4億7,634万6,000円の減額であります。

一般会計につきましては、以上であります。

次に、港湾整備事業特別会計について御説明いたします。

375ページを御覧ください。

中ほどの（事項）元金と、その次の（事項）利子でございます。これは、起債の償還に要する経費でありまして、今回支払額が確定したことにより、総額は同じでございますけれども、内訳が変わりまして、元金が2万円の増額、利子が2万円の減額でございます。

説明は、以上でございます。

**○横山都市計画課長** 都市計画課であります。

歳出予算説明資料の377ページをお開きください。

当課の補正予算額は、7億5,612万1,000円の増額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は、91億4,107万円となります。

以下、補正の内容について、主なものを御説明いたします。

379ページをお開きください。

一番下の（事項）美しい宮崎づくり推進事業費であります。これは、美しい宮崎づくりを推進するため、県民、事業者に対する普及啓発や人材育成を行うとともに、各種団体が取り組む景観形成活動への支援などを実施するものであります。景観形成活動への補助実績額が、見込みを下回ったことなどによる747万7,000円の減額であります。

次に、380ページをお開きください。

（事項）公共都市公園事業費であります。これは、国の交付金を受けて、都市公園の整備を行うものであります。国の補正予算等に伴う13億9,799万5,000円の増額であります。

次の（事項）県単都市公園整備事業費であります。これは、県が単独で都市公園施設等の整備を行うものであります。総合運動公園津波避難施設整備事業において、大型工事の発注が完了したことに伴う執行残等による6億円の減

額であります。

次の（事項）都市公園管理費であります。これは、都市公園施設の管理等に要する経費ですが、令和2年度から宮崎県総合運動公園のネーミングライツが変更となったことに伴う看板変更工事等の執行残による1,253万8,000円の減額であります。

次に、381ページを御覧ください。

（事項）公共都市災害復旧事業費であります。これは、都市公園内において、災害が発生しなかったことに伴う1,700万円の減額であります。

都市計画の説明は、以上であります。

**○金子建築住宅課長** 建築住宅課であります。

当課の2月補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の383ページをお開きください。

補正予算額は、6,038万5,000円の減額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は、21億9,248万1,000円となります。

以下、補正の内容について、主なものを御説明いたします。

386ページをお開きください。

一番下の（事項）建築物地震対策費であります。これは、今年度着工予定であった民間事業者による耐震改修工事が次年度に行われることとなったことから、国庫補助決定によりまして1,150万円の減額であります。

387ページを御覧ください。

2つ目の（事項）県営住宅管理費であります。これは、県内に約8,800戸あります県営住宅の管理に要する経費で、維持修繕費や事務費の執行残等により4,284万円の減額であります。

一番下の（事項）公共県営住宅建設事業費であります。これは、県営住宅の建て替えや外壁

改修、バリアフリー化などを行う事業で、国の補正予算等に伴い、2,657万円の増額であります。

388ページをお開きください。

2つ目の（事項）公共優良賃貸住宅供給促進費であります。これは、高齢者向け優良賃貸住宅の家賃減額を行う対象戸数が減ったことなどから、国庫補助決定に伴いまして323万1,000円の減額であります。

建築住宅課は、以上でございます。

○**巢山営繕課長** 営繕課であります。

歳出予算説明資料の391ページをお開きください。

当課の補正予算額は、753万2,000円の減額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は、2億4,917万8,000円となります。

以下、主な補正の内容について御説明いたします。

393ページをお開きください。

一番下の（事項）営繕管理費であります。これは、営繕業務等に要する事務経費の執行残により237万5,000円の減額であります。

営繕課は、以上であります。

○**廣松高速道対策局長** 高速道対策局であります。

お手元の歳出予算説明資料の395ページをお開きください。

当局の補正予算額は、6,269万9,000円の増額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は、右から3列目の欄にあるとおり22億195万5,000円となります。

397ページをお開きください。

主な補正の内容につきまして御説明します。

3番目の（事項）高速自動車国道等直轄事業負担金であります。これは、国の補正予算等に伴う補正により6,829万円の増額であります。

高速道対策局は、以上であります。

○**国府道路建設課長** 道路建設課であります。

委員会資料の12ページをお開きください。

道路建設課からは、議案第84号から議案第86号を御説明いたします。

まず、12ページを御覧ください。

議案第84号であります。これは、国道327号佐土の谷工区で施工します（仮称）佐土の谷3号橋上部工工事に係る工事請負契約の締結であります。

1の事業概要であります。当工区は、国道327号の東臼杵郡椎葉村大字松尾の道路改良事業で、延長3,400メートル、車道幅員5.5メートル、全幅7.0メートル、全体事業費約124億円です。

次に、2の工事概要であります。次のページの13ページを御覧ください。

上から、平面図、側面図、断面図となっております。佐土の谷3号橋につきましては、側面図にありますように、橋長124.0メートルのPCTラーメン箱桁橋であります。今回の上部工工事は、この箱桁を張出架設工法で架設する工事です。

前のページに戻っていただきまして、12ページを御覧ください。

次に、3の工事請負契約の概要であります。契約の金額は、5億1,714万3,000円、契約の相手方は、オリエンタル白石・大和開発・旭建設特定建設工事共同企業体、工期は、令和4年10月31日までです。

続きまして、14ページをお開きください。

議案第85号であります。これは、国道448号石波工区で施工します（仮称）石波トンネル2工区に係る工事請負契約の締結です。

1の事業概要であります。石波工区は、串間

市大字市木で実施しております道路改良事業で、延長3,200メートル、車道幅員6.0メートル、全幅7.5メートル、全体事業費約170億円の事業であります。

次に、2の石波トンネル2工区の工事概要がありますが、トンネルの全体延長2,555メートルのうち、延長1,044メートルを日南市側から掘削する工事で、車道幅員6.0メートル、全幅8.5メートルであります。

次のページの15ページの平面図を御覧ください。

現道は、急峻な海岸線に沿って走っており、拡幅での改良が難しく、右下の写真3にありますように、道路幅員が狭く、線形も悪い状況であります。このため、山側に石波トンネルを整備することで円滑な交通の確保を図ることとしております。

前のページに戻っていただき、14ページにお戻りください。

3の工事請負契約の概要であります。契約の金額は、54億8,065万2,100円、契約の相手方は、前田・坂下・山崎特定建設工事共同企業体、工期は、令和7年10月31日までであります。

続きまして、16ページをお開きください。

議案第86号であります。主要地方道北方北郷線で施工します（仮称）川水流橋上部工工事に関する工事請負契約の締結であります。

まず、1の川水流橋の事業概要であります。当事業は、主要地方道北方北郷線の延岡市北方町の川水流橋架替事業で、延長440メートル、車道幅員5.5メートル、全幅9.0メートル、全体事業費、約41億円の事業であります。

次に、2の工事概要であります。次のページの17ページを御覧ください。

上から平面図、側面図、断面図となっております

ます。川水流橋につきましては、側面図にありますように、橋長273.4メートルの鋼製の箱桁橋であります。今回の上部工工事は、この箱桁をベントを併用してクローラークレーンで架設する工事であります。

前のページに戻っていただき、16ページを御覧ください。

次に、3の工事請負契約の概要であります。契約の金額は、11億7,865万円で、契約の相手方は、横河NS・清本特定建設工事共同企業体、工期は、令和4年12月28日までであります。

道路建設課は、以上であります。

○平部港湾課長 港湾課であります。

常任委員会資料の18ページをお開きください。

議案第87号「工事請負契約の締結について」、御説明いたします。

これは、宮崎港にて、カーフェリーの2階部分からトラックを乗り降りさせるサイドスロープの工事請負契約の締結でありまして、下の写真の青地で示しているサイドスロープのうち、赤字で示しております可動橋部分の新設をする工事でございます。

1の事業概要であります。当事業は、宮崎港整備事業（特別会計）で、サイドスロープを全延長101メートル、幅員5メートル、全体事業費8億9,500万円でございます。

2の今回の工事概要でございますが、延長が33.9メートル、幅員が5メートルの可動橋の新設工事になります。

次に、3の工事請負契約の概要でございます。契約金額は、\*1億1,900万4,000円、契約の相手方は、三井住友建設鉄構エンジニアリング株式会社大分営業所、工期は令和4年3月25日まででございます。

※29ページに訂正発言あり

すみません。契約金額をちょっと間違えたよう  
でございます。申し訳ございません。もう一  
度言い直します。契約金額が、7億1,900万4,000  
円でございます。失礼いたしました。お詫びを  
して訂正いたします。

説明は、以上でございます。

○金子建築住宅課長 建築住宅課でございます。

委員会資料の11ページをお開きください。

議案第83号「建築基準法施行条例の一部を改  
正する条例」について、御説明いたします。

1の改正の理由であります。建築基準法施  
行令の一部改正により、小規模な建築物の避難  
通路の幅員の基準が緩和されたことなどから、  
所要の改正を行うものであります。

次に、2の改正の内容であります。

まず、(1)の避難上有効な敷地内通路の幅員  
に関する基準の見直しであります。

国におきましては、最近の技術開発等に対し  
まして、安全性の確保を前提としつつ規定の見  
直しが行われております。

今回、小規模な建築物につきまして、幅員90  
センチの通路で避難上支障がないことが確かめ  
られ、政令の見直しが行われております。

この政令の改正によりまして、階数が3以下  
で延べ面積が200平米未満の建築物について、避  
難上有効な敷地内通路の幅員が1.5メートル以上  
から90センチ以上へと緩和されたことに伴い、  
条例で規定する共同住宅、寄宿舍、戸数が3以  
上である長屋に係る敷地内通路の幅員を改正す  
るものであります。

具体的には、下の「改正前後の比較」と記載  
している部分の略図を御覧ください。

共同住宅、寄宿舍、3戸以上の長屋につつま  
しては、左側の図のとおり、改正前は、規模に  
応じまして1.5メートルまたは2メートル以上の

通路幅を必要としておりましたものを、改正後  
は、右側の図のとおり、政令に合わせまして小  
規模なものは90センチ以上に、そのほかは1.5メ  
ートル以上の通路幅に見直すものであります。

次に、(2)の政令改正に伴う文言の修正であ  
ります。

政令改正によりまして、規定の整合が図れる  
よう文言の修正を行うとともに、引用する政令  
の項ずれを修正するものであります。

最後に3の施行期日であります。公布の日  
としております。

建築住宅課の説明は、以上でございます。

○武田委員長 執行部の説明が終了しました。

質疑はありませんか。

○西村委員 災害復旧事業費で聞きたいことが  
ありまして、昨年も大雨・台風等の災害があつ  
て椎葉村で大きな土砂崩れがあつたんですが、  
その事業箇所については肅々と今工事をしてい  
ただいているところなんです。その耳川の下  
流域であつたりすると、土砂堆積等があつて、  
それを港湾部であれば、港湾の方に来てもらつ  
て、いち早くしゅんせつをしていただいたりし  
た経緯があります。しかし、流木とかの対策に  
おいては、船が危ないところにあつたりしたら、  
いち早く取り除いてくれるかもしれません。宮  
崎県も南北に海岸域が長いもんですから、流  
木が残っている場所によっては、長く放置され  
て、早くしてくださいと言っても、なかなか災  
害復旧、災害対策はとれないということが、今  
までもいつもありました。昨年も同じようなケ  
ースがあつた場合に、例えば、この災害復旧事  
業の中の県単の事業費があるうちに、そういう  
ものに充てることはできないのでしょうか。

また、今日、いろんなこの資料をずっと見て  
いきますと、どれがどれに当てはまるのか

ちょっとわかりづらかったものですから、平部課長は重々、私の言っていることは分かっていると思うんですが、県民の生活を元に戻すためにどういった対策をいち早くとっていただけるのかというところを教えてくださいたいと思います。

**○平部港湾課長** 今の御質問は、海岸に漂着した流木の処理のことだと思います。大量に流れて、災害対策費等でできないかということでございます。

港湾関係で、今、流木対策と言いますのは国の補助を受けてやっているもの、また、県単でやっているものもございます。大規模なものにつきましては、災害等が適用されるんですけれども、港湾の海岸につきましては、海岸保全区域と指定されたところのみが流木対策の災害適用となっております、それ以外の一般海岸部分につきましては、災害対策ではできないというところがございます。

港湾の流木に対しては、航路の安全、船がたまっているところであるとか、航路に流れていって邪魔になるようなところに対しては、県単等で対応はしているところがございますけれども、どうしても、一般の海岸部分については、手入れが行き届かないという状況でございますけれども、優先順位が高いところから順次、災害ではなく、維持管理という形で、何とか対応していきたいと考えているところがございます。

**○小倉河川課長** 河川課でございますけれども、今、災害で流木処理できないかというお話だったんですが、一応、災害のほうの規定がございまして、海岸につきましては、トータル1,000立米以上であれば災害復旧の採択基準となります。

また、河川は500立米以上であれば、国の災害復旧事業の採択基準になるので、もし、これ以上の規模であれば、災害復旧のほうで願います。

るわけなんです、それ以下の場合については、特に河川施設とか海岸施設に支障がある部分等については、県単等を活用しながら処理を行っていくような状況でございます。

**○西村委員** ありがとうございます。

港湾課長が言われるとおり、船の航行に支障があるところは、割と早く対応していただいているんですけど。河川課長ともども説明をいただいたとおりなんですけど、安全性がそこまで問題がなかったら長く放置していいのかという話にもなるし、今の流木の要件というもの、すごくいっぱい出たらいろんな事業費が付きやすいということもあるんですけど、そこがじゃあ、1つの何とか浜だという浜だったらいいんですけど、そういう浜という名前もついてなくて、海岸一帯に、あちこちに引っかかっているような状態だと、漁業にも非常に迷惑がかかってくる部分もあると思います。毎回これ、そのときそのときの担当の方に相談をすると、スムーズにいかないんですね。

今の話みたいに、河川、海岸、航路であったり、いろんな条件が重なって、なかなかいいんですが、例えば、せっかくこういう災害復旧事業の予備費みたいなものがあるのであれば、いち早く、そういうものに対応できるようなやり方というのを、課をまたいで検討していただくとありがたいかなと思っております。

じゃあ、その予備費はどこがもつんだという話もあるんですが、それもまた、河川なのか海岸なのか、また考えていただければと思います。要望になります。

**○山下委員** 議案の第87号、大規模な工事ですので、改めていろいろ確認したいという思いなんです、この下の議案の中で、青と赤がありますが、こうやって2つの事業に分けないとい

けなかったわけですか。

○平部港湾課長 今回の議案第87号で上げさせていただいたのは鋼構造物ということで、県外の企業等が受注しておりますけれども、青いといいますか、赤を除いた部分のスロープにつきましては、コンクリート擁壁等による部分でございますので、別途、県内業者に向けた一般土木工事で発注しようということで考えているところでございます。

○山下委員 事業費としては、青と赤と合わせて約16億円という理解でいいんですかね。

○平部港湾課長 事業費は1の事業概要に書いております全体事業費8億9,500万円で、今のところ考えているところでございます。

○山下委員 じゃあ、この7億1,900万円というのは何ですか。

○平部港湾課長 サイドスロープにつきましては2つの部分からなっております、トラックが上っていく上り口のほうはコンクリート構造物で、それから先のカーフェリーに向けての部分は、下の歩道橋といいますか、それをまたいでトラックが乗り降りする橋梁部分と潮の干満によって上げ下げをする機械等に分けられているところでございまして、こちらの特殊な可動橋部分と一般土木部分を合わせまして、1つのサイドスロープとして8億9,500万円で工事を行うものでございます。

○山下委員 この3番の工事請負、7億1,900万円という数字で、じゃあいいんですかね。

○平部港湾課長 はい。ここの可動橋部分、赤の部分になりますけど、ここの部分が7億1,900万4,000円でございます。

○山下委員 分けるんだよね。上のほうの8億9,500万円というのはもう発注したんかねこれ。

○平部港湾課長 8億9,500万円の中に7億1,900万円が含まれておりまして、11月議会に債務負担行為をお願いいたしまして、仮の契約を今しているところでございます。この議案が通りましたら、改めて本契約をさせていただくところで、残りのスロープ部分は、別途発注することとしておりまして、合わせて8億9,500万円の事業になります。

○山下委員 わかりました。

それじゃあ、確認したいんですが、これは県で設置するということですので、宮崎カーフェリーを利用して船に乗るトラックは、いわゆる使用料を負担していくということで僕は認識しているんですが、それは間違いなかったですね。

○平部港湾課長 トラックそれぞれから使用料をいただくという形ではなくて、宮崎カーフェリー会社様のほうから使用料を毎月いただくという形になってまいります。

○山下委員 わかりました。

その積算基礎ですよね。大型船になって160台ぐらいトラックが積める規模になってくるだろうと思います。使用料はずっと払っていただくと思うんですが、この工事費に対しての施工を使用料で賄っていきこうということでしょうけども、例えば、1台当たりのトラックへの使用料の加算ですよね。宮崎カーフェリーのプラスが出てくるだろうと思うんですが、そこら辺は、宮崎カーフェリーとも合意を得て、1台当たりどれぐらいもらいますよというような話は、もうなされているの。

○平部港湾課長 まず、宮崎カーフェリー社からいただく使用料につきましては、これから、事業費が確定いたしまして、いろんな起債の償還期間であるとか耐用年数をもとに、また、広



域性等も配慮いたしまして、設定していくことになろうかと思えます。

トラック1台ごとの使用料といいますのは、宮崎カーフェリー社がいろんな費用を含めて料金設定をされるものだと思いますので、この分が幾らというのは、我々もちょっとわからないとは思えます。

○山下委員 わかりました。

180億円の借入れをして、新船の建造をもうスタートしているんですが、物流というのは、本県の一番の大きな課題ですからね。トラック業界、宮崎カーフェリーの存続、健全経営というのが一番望まれているんですよ。

それで、今までの説明を受けた中では、船に乗り込む積込み、荷下ろしのスピードが格段に向上されるということです。収入というのは、トラックの人たちに、サイドスロープを使用していくのは、観光客もそうですけども、トラック業界ですからね。そうすると、サイドスロープを使用することによって生まれる新たな時間の対価として、負担はかけていくんでしょうけども。それはトラック業界の皆さん方の理解も得ていかないといけないし、サイドスロープをつけていただいて、物流の効率を上げていくというのは非常にありがたいことだなと。

志布志のほうで、フェリーさんふらわあが、2年か3年前から新船が就航しているんですが、このサイドスロープ方式じゃないんですよ。宮崎県として、これを大きな武器として、生産性上がる、最も皆さん方が望まれるような形で運営がなされるように期待をしておきたいと思えます。

○前屋敷委員 367ページです。全体的にそうなんですけど、砂防課のところでは今度の第3次補正予算で多額の補正予算が組まれているんです

が、砂防事業で約15億円、それから総合流域防災事業で約4億5,000万円とあるんですが、事業の中身は、これから計画を立てていくということになるんですかね。

○小牧砂防課長 砂防の補正予算につきましては、大きく砂防施設、堰堤等の整備、あと急傾斜地、のり面のそういう守るものということがあります。事業を行う箇所につきましては、新規箇所では10か所程度、それ以外の、現在行っているところについても、予算を充てて進捗を図るということで、事業を行う箇所をもう現時点で決めているところでございます。

○前屋敷委員 じゃあ現在、工事にかかっているところも、予算を積み増しして工期を早めて完了させるということにもこの補正は使われる。新規で予定されている10か所ぐらいは急傾斜地も含めてですかね。

○小牧砂防課長 急傾斜地も含めて10か所程度ということで、あとと言われるように、今年、もう既に着手している工事につきましても、今回の補正で早期完成を目指すというふうに考えております。

○前屋敷委員 それとあと、港湾のほうも岸壁であるとか防波堤とか、そういう予算になっているんですけど、それも、考え方としては、今の砂防工事と、急傾斜地と同じような形で、現在かかっているところに上積みしたり、新たな箇所もということですか。新規計画は何か所ぐらいになってますか。

○平部港湾課長 今回の補正の大きな事業につきましては、継続の事業でございます。中には、国土強靱化老朽化対策といたしまして、部分的に長寿命化、維持管理の補修という事業費も各港に幾つかいただいております。

○前屋敷委員 補正の使い道としては、今、工

事を進めているところを、さらに強化するというのが主体ですかね。

○平部港湾課長 多くは今進めている強靱化ということでございます。

○武田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 ないようでありますので、次に、報告事項に関する説明を求めます。

○有馬道路保全課長 道路保全課でございます。

委員会資料の19ページをお開きください。

道路の管理瑕疵に係る損害賠償額を定めたことにつきまして、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、御報告いたします。

今回の報告は、人身及び物損の事故が1件、そして、物損事故が7件です。それぞれの事故の内容について御説明申し上げます。発生日、発生場所等につきましては、資料の左側の欄に記載しております。

1番目の倒木事故につきましては、車道の上空まで伸びていた木が折れ、車両に衝突し、左側ヘッドライト、バンパー等を損傷したものであります。本件は、事故の状況から被害者に過失を問うことはできないと判断しまして、過失相殺は行っておりません。

2番目の倒木事故につきましては、カーブを曲がった先に倒れていた木に衝突しまして、車両の前面部を損傷したものであります。本件は、被害者に前方不注視及び速度超過違反の過失がありますので、4割の過失相殺を行っております。

3番目の落石乗り上げ事故につきましては、進行脇ののり面から落下してきた石に乗り上げ、フロントバンパー等を損傷したものであります。本件は、被害者に運転操作不適の過失がありますので、2割の過失相殺を行っております。

4番目の落石乗り上げ事故についてです。進行脇ののり面から落下した石に乗り上げ、エンジン等を損傷したものであります。本件は、事故の状況から被害者に過失を問うことはできないと判断し、過失相殺は行っておりません。

5番目の段差事故についてでございます。路上に生じていた段差によってフロントスポイラーを擦り、損傷したものであります。本件は、事故の状況から被害者に過失を問うことはできないと判断しまして、過失相殺は行っておりません。

6番目の落石事故につきましては、道路脇ののり面から落下してきた石が被害車両に直撃し、フロントガラス等を損傷したものであります。本件は、事故の状況から被害者に過失を問うことはできないと判断し、過失相殺は行っておりません。

7番目の支障木接触事故についてでございます。道路脇ののり面から伸びて垂れ下がっていた枝に車両が接触し、フロントガラスを損傷したものであります。本件は、被害者に前方不注視の過失がありますので、3割の過失相殺を行っております。

最後に、8番目の側溝蓋不全事故についてでございます。道路を横断して設置された側溝上を車両が通過した際に、グレーチング蓋1枚が外れて跳ね上がり、車両が横転して損傷するとともに、腰椎捻挫及び左上肢打撲傷を受傷したものであります。本件は、事故の状況から被害者には過失を問うことはできないと判断しまして、過失相殺は行っておりません。

損害賠償額につきましては、4万2,460円から106万1,710円となっております。全て、道路賠償責任保険から支払われます。

説明は以上であります。引き続き、道路パ

トロールを徹底するなど、道路利用者の安全確保に努めてまいります。

道路保全課の説明は以上でございます。

○武田委員長 執行部の説明が終了しました。

質疑はありませんか。

○坂本副委員長 今回、損害賠償の相手方で法人の方が3件ありますけれども、この損害賠償額の中には、車両の損害賠償、それからあと、営業中であれば、営業上の損害賠償も含まれるのでしょうか。

○有馬道路保全課長 今回の件につきましては、全て車両修理額となっております。

○坂本副委員長 わかりました。

○武田委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 ないようですので、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○小倉河川課長 河川課でございます。

高潮浸水想定区域図の公表について御説明いたします。資料の20ページをお開きください。

まず、1の取組の背景・目的についてでございます。

近年、地球温暖化に伴います気候変動による海面水位の上昇や台風の強大化によりまして、高潮災害が激甚化することが懸念されております。

日向灘沿岸におきましても、今後、堤防などの施設では防ぎ切れない大規模な高潮被害が発生する可能性がありますことから、大規模な高潮被害を想定しまして、浸水リスクを事前に周知することで、住民の危機管理意識を向上させ、早期の住民避難を促すことを目的としております。

次に、2の高潮浸水想定区域図の概要についてでございます。

想定し得る最大規模の高潮によりまして氾濫が発生した場合に、浸水が想定される区域を公表するものであります。

資料の右側の21ページを、併せて御覧ください。

これは、日向灘全域の高潮浸水想定区域図でございます。分かりやすいように、県北、県央、県南の3か所につきまして、事例として拡大図をつけております。

北のほうから、漁港の例としまして土々呂漁港付近、県央分になりますけれども、河川の例としまして一ツ瀬川河口付近、そして、日南のほうになりますが、港湾の例としまして、外浦港付近を事例として挙げております。

また、左の上のほうに凡例を載せておりますが、黄色から赤紫色までの7段階で、浸水の深さに応じた区分を着色しております。

20ページに戻りまして、公表内容についてですけれども、中ほどの表に記載しておりますが、浸水区域、浸水深さ、浸水継続時間です。

浸水区域は、高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域で、浸水の深さは各地点での水面が最も高い位置に来たときの地盤面からの水面の高さであります。浸水継続時間は、浸水深さが50センチを超えてから、50センチを下回るまでの時間です。

なお、浸水が継続する時間につきましても、時間区分に応じて、ランク別に表示することとしております。

次に、高潮浸水想定区域図の検討条件になりますけれども、過去に、日本に接近しました台風のうち、最大規模の台風を想定しております。中心気圧につきましては、昭和9年の室戸台風級の900ヘクトパスカル、半径につきましては、昭和34年の伊勢湾台風級の75キロメートル、移

動速度は、昭和34年の伊勢湾台風級の時速73キロメートルであります。

また、沿岸10市町ごとに、最大の高潮を発生させる台風の経路を想定しまして、主要な河川におきましては、高潮と同時に河川からの洪水や堤防の決壊を見込んだ上で、シミュレーションを実施しております。

次に、3の今後の取組についてですが、県としましては、関係する沿岸の10市町が、今回公表します高潮浸水想定区域図を基に作成します高潮ハザードマップにつきまして、技術的な支援を行ってまいります。また、関係市町や海岸管理者を含みます関係機関と連携しまして、住民の高潮防災への危機管理意識の向上や避難警戒体制の充実・強化を図ることとしてまいります。

関係市町については、記載しているとおり、延岡市をはじめ、10市町になります。

最後に、4の公表日についてですが、今月の中旬に、県のホームページのほうで公表する予定でございます。

21ページの沿岸全域の図に加えまして、より詳細が分かるよう、ブロックごとに拡大した図を掲載する予定としております。

今後とも、水害からの「逃げ遅れゼロ」を目指しまして、ハード・ソフト一体となった防災・減災対策に取り組んでいくこととしております。

説明は以上でございます。

**○武田委員長** 執行部の説明が終了しました。

質疑はありませんか。

**○西村委員** 高潮浸水ということで、津波想定区域や被害の想定区域の地図とかで啓発していくというのは非常に大事なことだと思うんですが、これがホームページに公表されるだけで、

県民の安全意識が高まるというのはなかなか考えにくいと思うんですが、二の矢、三の矢として市町村と連携して、啓発に取り組んでいく必要があると思うのが1点。とりわけ、津波のときに出したハザードマップと、高潮浸水想定ハザードマップで、何か大きく変わる点があるのかを教えていただきたいと思います。

**○小倉河川課長** まず最初に、県民への啓発についてということですね。

今月中にこういう浸水想定区域図を、県のホームページのほうにアップするんですけども、引き続き、市町村のほうで、高潮に関するハザードマップを作成していただいて、各住民に配布していただくという流れになってきます。

併せて、県としましても、様々な機会を利用しながら、県民のほうに、こういうリスクがあるんだよという啓発を進めてまいりたいと思います。

それでは、2点目の既に公表されております津波のハザードマップと今回の高潮のハザードマップの違いということなんですけども、既に公表されています津波のハザードマップというのは、L2クラスの津波の浸水区域でして、既に全ての市町村で作成が終わっております。

高潮とどの程度違うかは、ここに検討条件というのが4点ほど書いているんですけども、高潮の場合は台風が前提になってくるものですから、当然、河川の洪水も発生しているということで、高潮による被害、それから河川の洪水—洪水の上に高潮を上乗せするみたいな形になってくるということで、高潮の場合と津波の場合では氾濫区域が異なってくる場合がございます。

ただ、一通り私も比べてみたんですけども、部分的なことになりますけども、沿岸部分につ

いては、浸水エリアとしてはそんなに大きな差はないのかな。浸水深としては、やはりL2津波のほうが深いのかなということです。

ただ、河川を遡上する高潮については、上流部のほうでも河川が氾濫する恐れがあるものですから、高潮のほうの浸水エリアが広がっているところもございます。

**○西村委員** 今の説明で大体分かったんですが、今回、河川課を中心として、県民に対して発表していくということなんですけども、県土整備部として、こういったものを県民に出していくということは、今、その想定区域に住んでいる人たちに警戒してください、いつでも逃げれる体制をとってくださいというのは分かります。一方で、今から、その地域に住もうとする人、もしくはどこに住もうかなとか、家をどこに建てようかなって悩んでいる方やIターン、Uターン等々の方とか、いろいろな方がいらっしゃると思うんですが、そういった方々にとっては、こういうハザードマップを見ることで、どうせだったら、この付近に、この一番危ないところは避けようとか、そういった警戒心というものもおのずと出てくると思うんですよ。そういった場合に、県土整備部として、県土の土地利用をどう考えていくか。高台がいいという方もいらっしゃるし、やっぱり、便利な平地がいいとか、景色がいい海のそばがいいという人は、それはそれぞれだと思うんですが、やはり、県の土地利用の在り方というものを同時に出していかないと。これは河川課だけの責任じゃないと思うんですが、便利がいいからということで、海岸端、河川に近いところばかり家が密集していても、それはよくないと思いますし、場所は違いますが、急傾斜の近くに住むと、今度はまた、土砂災害の可能性が出てくる。

ハザードマップをどんどん照らして足していくと、本当に住民が住める場所というのが限られてくる。そんな中でまた、調整区域だ、何とか指定区域だとなると、今回の一般質問でもありましたとおり、家すら建てられない地区というのがたくさんある。そういったことを考えていかないと、過疎地域はどんどん過疎になっていくし、宮崎県全体としても、家を建てる場所がないからってということで、どうしても宮崎市の一極集中になっていくということに、結果的に話がつながっているんじゃないかなと私は思います。

そういう点では、こういうことを出すということは、それぞれ市町村に対しても、あなたの町の土地計画はどうですかというのを、改めて防災に強い町を考えていきたいと思いますというのを同時進行で考えていかないと。本当に危ないですよというだけだったら、これは誰でもできる話だと思いますので、ぜひその辺も、全体で考えていただきたいと思います。部長か次長か何かあれば、お願いします。

**○西田県土整備部次長** 西村委員の御指摘、大変もつともなことだと思います。

まずは、津波であるとか、洪水であるとか、高潮であるとか、そういったもののハザードの周知に努めたいと思っております。その上で、家をこれから建てる人も、既に住んでいる人も全て含めて、何が何でも命は守るんだという、水防災も含めた意識の再構築、これを県、市町村、国も含めて、全ての関係者が一緒になって取り組んでいく必要があるのかなと思います。

さらに、今から家を建てる場合、どうしたら安全なところに建てられるんだろうかというのは、建築確認あたりも、既にそういう、危ないかどうかというスクリーニングも始まっており

ますし、今回公表する、こういう高潮浸水想定区域に関しても、そういったところとの連携をしっかりとっていく必要があると思っております。

○西村委員 要望ですけど、もうすぐ、また3・11もやってきて、東北の被災箇所も、私たち実際に見ました。今は働く場所や買物する場所は海の近くでもいいけど、住居だけは高台にというようなことで、ゾーニングをされている地域もたくさん出てきております。いつ津波や高潮があるかわからない我々も非常に参考にすべきだなと思っておりますけど、既得権も当然ありますので、そこのバランスもうまくとっていただきたいと思えます。

○武田委員長 ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 ほかにないようではありますが、最後に、その他で何かありませんでしょうか。

○田口委員 ちょっと基本的なことがわからないので教えていただきたいんですが、日南市の官製談合事件があって、日南地区の建設業協会の会長であった小野建設の社長さんと日南市の副市長が逮捕されておりますけども、小野建設が入札の停止になったと思うんですが、これはいつ、何か月の停止でしょうか。

○斎藤管理課長 入札参加資格は18か月ということで今、停止をかけております。1月の逮捕された日からかけておりますので、そこから18か月という状況でございます。

○田口委員 今日の新聞を見ますと、副市長はこの事実を認めてませんね。小野建設は認めたんですかね。

○斎藤管理課長 県の入札参加資格の要領、基準等から判断して、まず、逮捕されれば、その時点で、逮捕容疑について、18か月という停止

をかけて、もし、起訴をされなかった、あるいは裁判で無罪になった場合には、その時点で解除をするというやり方で今やっておるところでございます。

○田口委員 日本の法律では推定無罪というのがあって、あなた有罪ですよと裁判長から刑が宣言されるまでは、推定無罪というのが近代法の基本原則みたいなもんですよね。それでももう、これで止めるわけですね。

○斎藤管理課長 この入札参加資格については、行政処分ということではなく、内部手続としてやっておりますので、通常の法の手続とは若干違うというところでやっております。現時点では逮捕されているので県の工事に参加する資格が適正かどうかというところの判断で、適正でないという判断をしているところでございます。

○田口委員 無罪になったら即解除すると話されましたけど、18か月も入札させなかった場合の、その間の補償はあるんですか。

○斎藤管理課長 無罪になったり、当然、起訴されなかったりした場合は、その時点で解除するということです。ただ、それまで停止している部分についての賠償というのは県のほうからは何もできません。これは、国とかほかの県も同じような感じの取扱いになっておるところでございます。

○田口委員 賠償もない。しかし、その18か月の間に無罪になったけど、会社潰れたらどうなるの。それでも、何の責任もなしということですね。

○斎藤管理課長 入札参加資格ということで、その業者が工事をとれるか、とれないのかというのは、あくまでも入札した結果でしかわからないもんですから、当然、賠償できるものではございませんので。

○田口委員 仕事のとれるかとれないかじゃなくて、その前に、入札させないわけですからね。別に私、小野建設から頼まれているわけでも何でもないんだけど、さっき会派の中でニュース見たりしたときに、推定無罪というのがあるのに、何でこんなに早々にもう、犯罪者みたいに入札停止にするんだらうとかということになったので、じゃあ、ちょっとここで確認してくるわということだったんです。ちょっと腑に落ちないところがありますけどね。

○斎藤管理課長 これは本県のみでなくて、国、他県、同じような形で進めているところがございます。私どもも、まずは県の工事の入札が適正であるかどうかというところで、逮捕された時点で1回止めると。後はその状況に応じて、もし、そういう罪状がなかったと明らかになった時点で解除するというやり方で通っております。

○外山委員 分かりやすく言えば、要するにもう決まり事で、市町村も国も国交省も逮捕あるいは起訴されたらば、そういう扱いになっているということですよ。

○斎藤管理課長 委員のおっしゃるとおり、そういうやり方でやっておるところでございます。

○外山委員 それはもうしょうがないよね。その後、仮に、裁判を経て無罪になるとか、無罪を勝ち取ればさ、それで。しかし、今の現行の決まりでは、逮捕あるいは起訴された時点で、そういうペナルティがあるということですよ。

○斎藤管理課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○武田委員長 ほかに質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 ないようでありますので、以上をもって、県土整備部を終了いたします。執行

部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時27分休憩

---

午後2時31分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

次に、採決についてですが、委員会日程の最終日に行うことになっておりますので、明日5日金曜日に行いたいと思います。開会時刻は13時10分としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員長報告骨子案についてであります。

本来であれば、採決後に御意見をいただくところですが、今回は日程的に余裕がございませんので、この場で協議させていただきたいと存じます。

委員長報告の項目及び内容について御意見を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 本日の内容を見ながら、正副委員長に御一任いただきたいと思っております。

それでは、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、そのようにいたします。

その他でほかに何かありませんか。

○山下委員 12日に常任委員会の懇談会をやるのやらないのが聞こえてくるんですが、その方針というのはまだ出てないの。どうするの。やれば、希望をどうするかとかですよ。全くまだ、検討もまとまってない。各常任委員会。

○武田委員長 暫時休憩いたします。

令和3年3月4日（木）

午後2時32分休憩

---

午後2時34分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、以上をもちまして本日の委員会を  
終わります。お疲れさまでした。

午後2時34分散会



令和3年3月5日（金曜日）

---

午後1時8分再開

---

出席委員（8人）

委 員 長	武 田 浩 一
副 委 員 長	坂 本 康 郎
委 員	外 山 衛
委 員	山 下 博 三
委 員	西 村 賢
委 員	日 高 利 夫
委 員	田 口 雄 二
委 員	前 屋 敷 恵 美

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

---

事務局職員出席者

議 事 課 主 査	井 尻 隆 太
議 事 課 主 査	増 本 雄 一

---

○武田委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行いますが、採決の前に、各議案につきまして、賛否も含め、御意見をお願いいたします。何かありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、これより議案の採決を行います。もう一括でよろしいですね。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第61号から69号、第70号から第74号及び第82号から87号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 御異議なしと認めます。よって、各号議案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

その他、何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 以上で委員会を終了いたします。委員の皆様、お疲れさまでした。

午後1時09分閉会

署 名

商工建設常任委員会委員長 武 田 浩 一